

土地対策の概要



鹿児島県

令和7年4月

鹿児島県総合政策部
地 域 政 策 課

目 次

第 1 土地利用の概況

1 自然的条件	1
2 県土利用の動向	2
3 土地の利用転換の動向	3
4 土地取引の動向	6
5 地価の動向	8

第 2 土地対策の概要

1 国土利用計画	9
2 土地利用基本計画	12
3 土地取引の規制	19
4 遊休土地	21
5 開発行為の規制	23
6 土地分類調査	25
7 地質図	28

(関係資料)

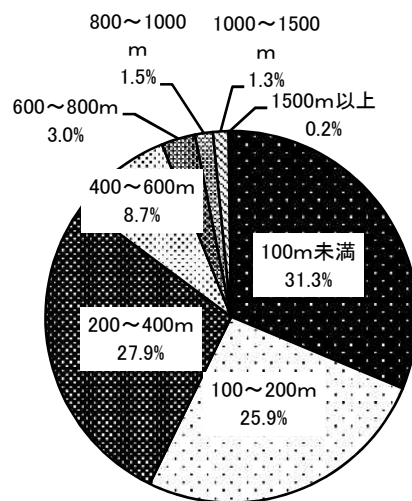
1 土地利用関係法に基づく土地利用区分	29
2 個別規制法の指定状況	
(1) 指定時期	30
(2) 指定面積	34
3 鹿児島県国土利用計画審議会	40
4 鹿児島県土地利用審査会	41
5 土地利用基本計画	42
6 遊休土地実態調査要領	53
7 鹿児島県土地利用対策要綱	58
8 大規模取引等事前指導要綱	75
9 鹿児島県土地対策委員会規程	80
10 国土利用計画法関連許認可，届出事務一覧表	90

第1 土地利用の概況

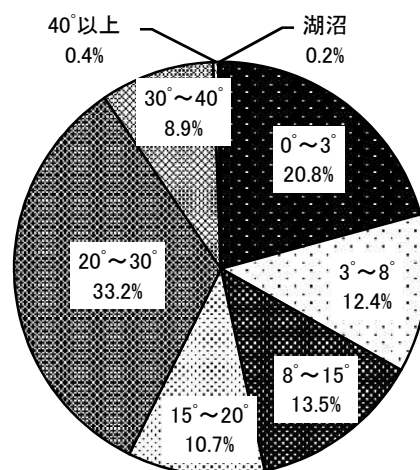
1 自然的条件

県土の自然条件別面積比

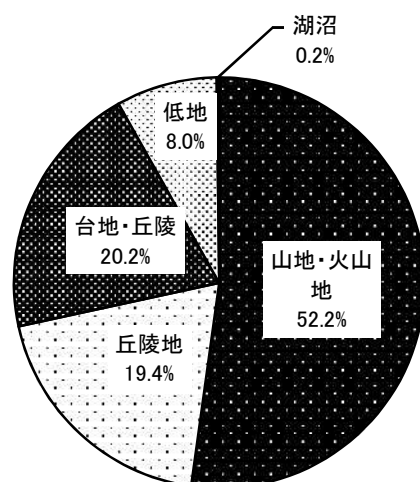
標 高



傾 斜



地形分類



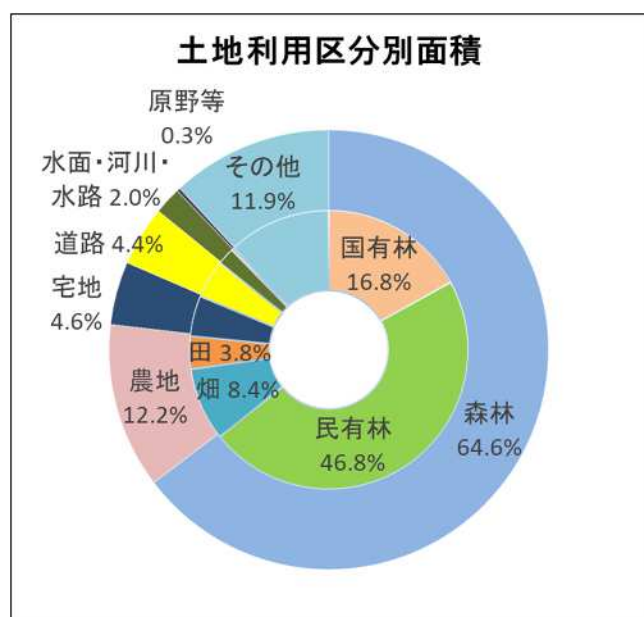
資料：昭和46年3月経済企画庁発行「土地分類図付属資料」（現国土交通省国土調査課所管）

（注） 四捨五入の関係で、割合の合計が100%にならない場合がある。

2 県土地利用の動向

(単位：ha, %)

年	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
利用区分	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
農地	117,100	12.7	115,940	12.6	114,770	12.5	112,860	12.3	111,800	12.2
田	37,060	4.0	36,740	4.0	36,100	3.9	35,250	3.8	34,720	3.8
畑	80,040	8.7	79,200	8.6	78,670	8.6	77,610	8.4	77,080	8.4
森林	589,000	64.1	591,231	64.4	592,424	64.5	594,536	64.7	593,834	64.6
国有林	153,077	16.7	153,142	16.7	152,364	16.6	154,402	16.8	153,985	16.8
民有林	435,923	47.4	438,089	47.7	440,060	47.9	440,134	47.9	439,849	47.9
原野（※原野等）	3,432	0.4	3,449	0.4	2,690	0.3	2,552	0.3	2,413	0.3
水面・河川・水路	18,431	2.0	18,422	2.0	18,766	2.0	18,738	2.0	18,719	2.0
水面	3,467	0.4	3,466	0.4	3,827	0.4	3,827	0.4	3,826	0.4
河川	12,355	1.3	12,358	1.3	12,363	1.3	12,367	1.3	12,368	1.3
水路	2,609	0.3	2,598	0.3	2,576	0.3	2,544	0.3	2,525	0.3
道路	39,719	4.3	39,839	4.3	39,886	4.3	40,001	4.4	40,315	4.4
一般道路	26,162	2.8	26,236	2.9	26,290	2.9	26,423	2.9	26,704	2.9
農道	10,475	1.1	10,507	1.1	10,499	1.1	10,472	1.1	10,484	1.1
林道	3,082	0.3	3,096	0.3	3,097	0.3	3,106	0.3	3,127	0.3
宅地	42,061	4.6	42,269	4.6	42,392	4.6	42,476	4.6	42,637	4.6
住宅地	27,863	3.0	27,911	3.0	27,995	3.0	27,834	3.0	27,858	3.0
工業用地	1,246	0.1	1,274	0.1	1,287	0.1	1,333	0.1	1,359	0.1
その他	12,952	1.4	13,084	1.4	13,110	1.4	13,309	1.4	13,420	1.5
その他	108,959	11.9	107,558	11.7	107,778	11.7	107,479	11.7	108,915	11.9
計	918,702	100.0	918,708	100.0	918,706	100.0	918,642	100.0	918,633	100.0
(市街地)	12,361	—	12,361	—	12,498	—	12,498	—	12,498	—



注：四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

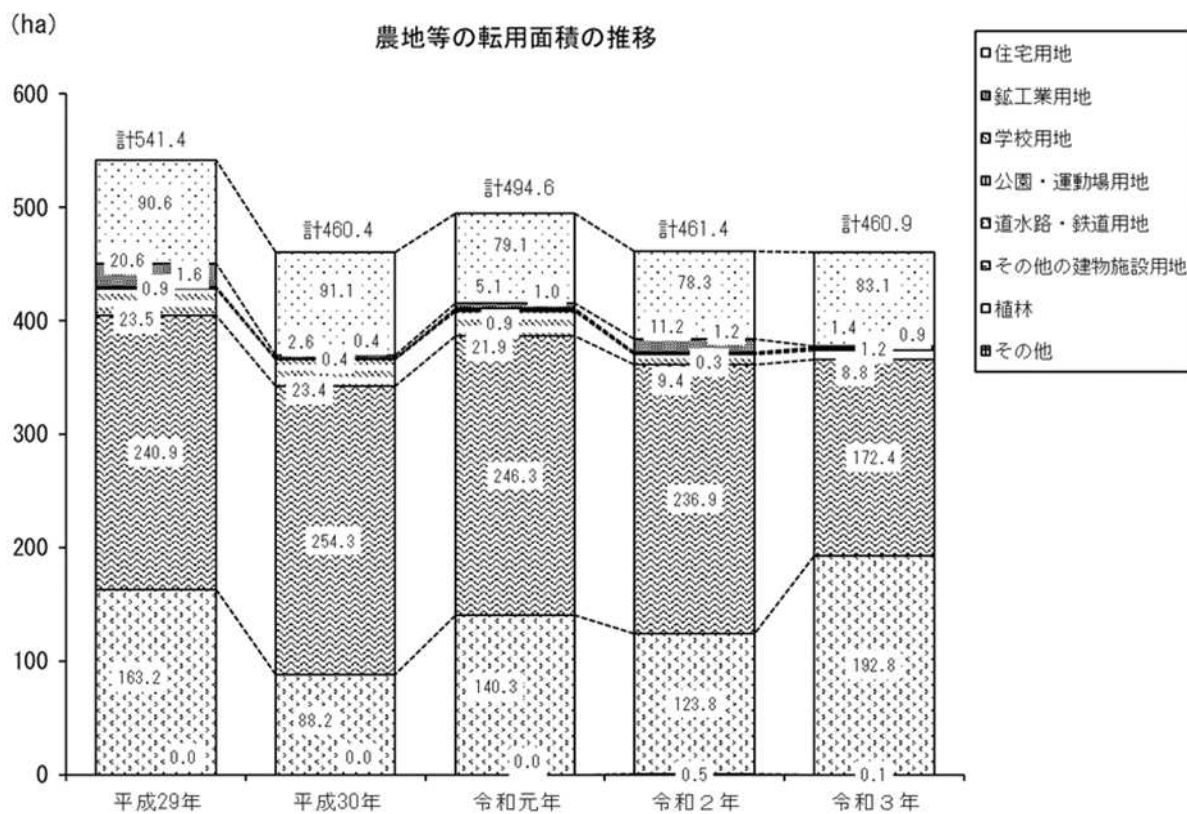
注：利用区分の定義及び把握方法は、土地利用現況把握調査による。
(令和4年現在)

3 土地の利用転換の動向

(1) 農地等の転用面積の推移

(単位：ha)

用 途 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
住 宅 用 地	90.6	91.1	79.1	78.3	83.1
鉱 工 業 用 地	20.6	2.6	5.1	11.2	1.4
学 校 用 地	1.6	0.4	1.0	1.2	0.9
公園・運動場用地	0.9	0.4	0.9	0.3	1.2
道水路・鉄道用地	23.5	23.4	21.9	9.4	8.8
その他の建物施設用地	240.9	254.3	246.3	236.9	172.4
植 林	163.2	88.2	140.3	123.8	192.8
そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1
合 計	541.4	460.4	494.6	461.4	460.9



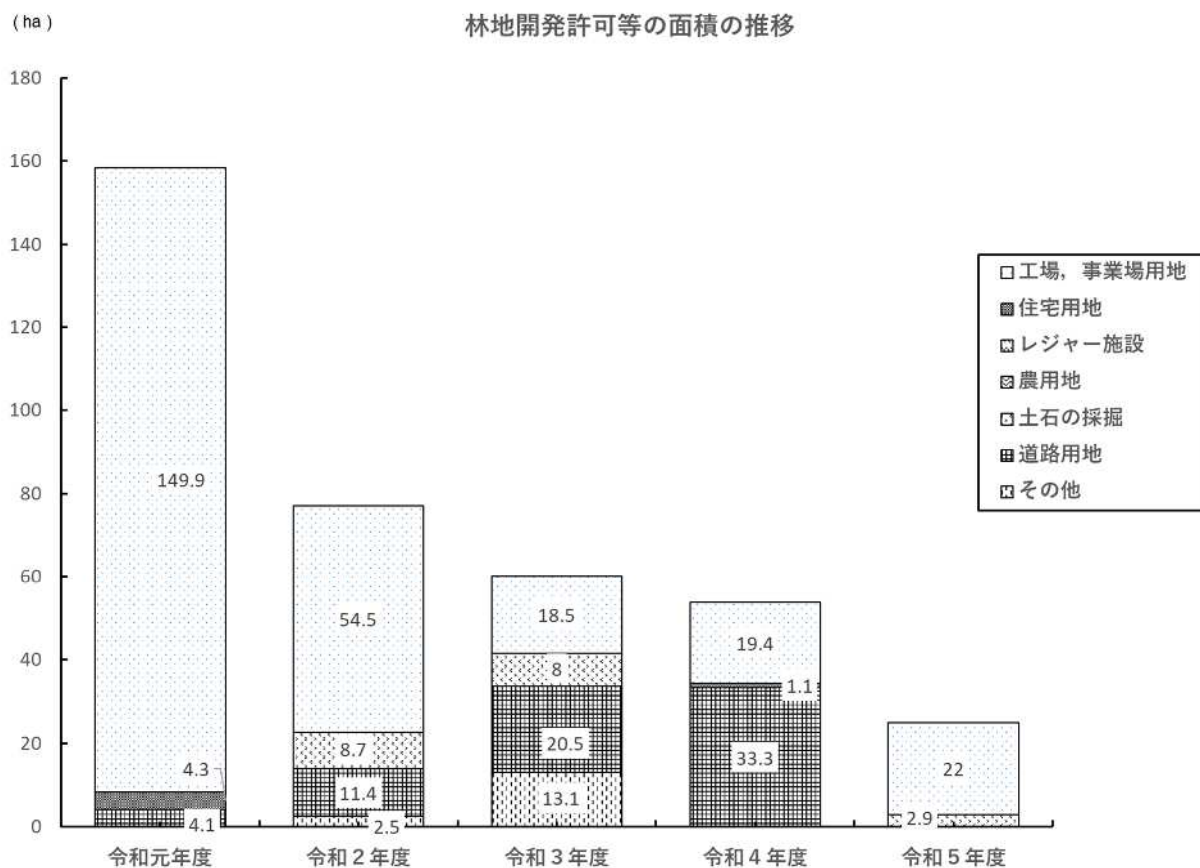
資料：農政部農村振興課

(注) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

(2) 林地開発許可等の面積の推移

(単位：ha)

年 用 途	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工場・事業場用地	149.9	54.5	18.5	19.4	22.0
住 宅 用 地	4.3	0.0	0.0	1.1	0.0
別 荘 用 地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴ ル フ 場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
レジャー施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農 用 地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
土石の採掘	0.0	8.7	8.0	0.0	2.9
道 路 用 地	4.1	11.4	20.5	33.3	0.0
そ の 他	0.0	2.5	13.1	0.0	0.0
合 計	158.3	77.1	60.1	53.8	24.9



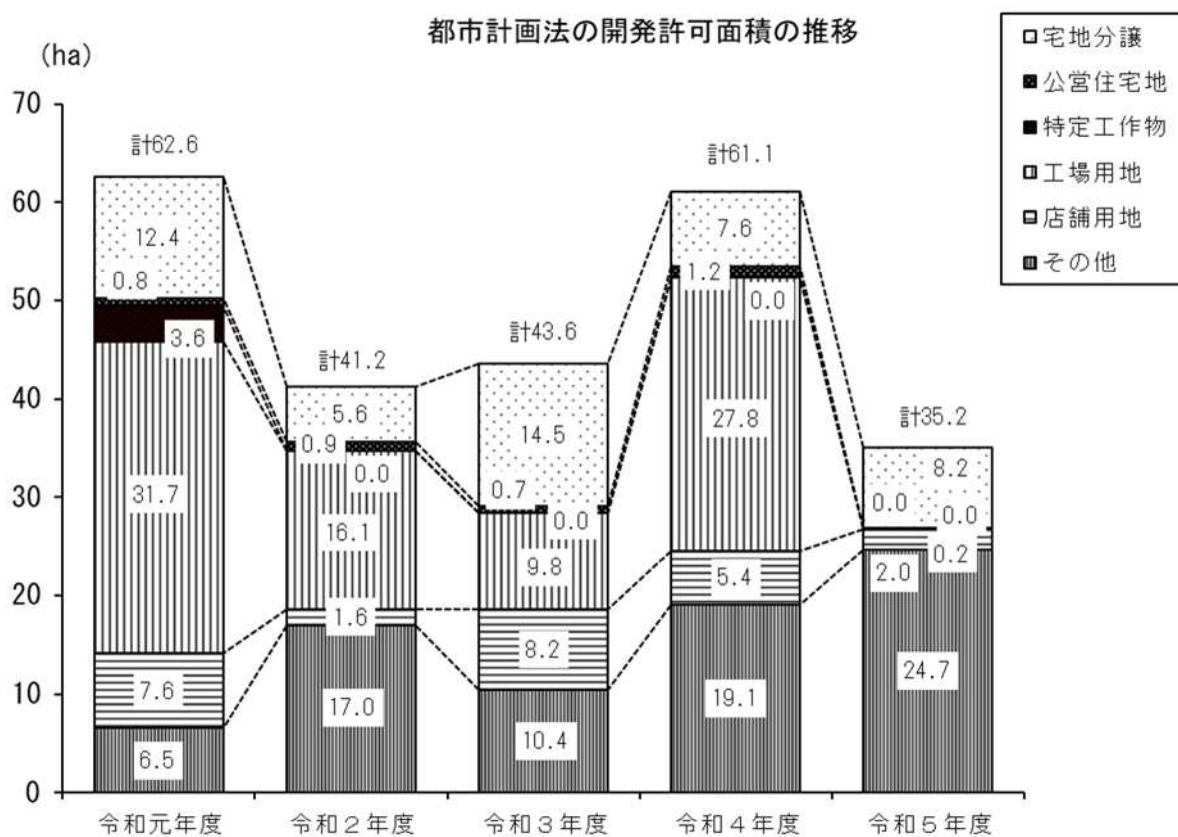
資料：環境林務部森づくり推進課（連絡調整によるものを含む。）

(注) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

(3) 都市計画法の開発許可面積の推移

(単位：ha)

年 用 途	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宅 地 分 譲	12.4	5.6	14.5	7.6	8.2
公 営 住 宅 地	0.8	0.9	0.7	1.2	0.0
特 定 工 作 物	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0
工 場 用 地	31.7	16.1	9.8	27.8	0.2
店 舗 用 地	7.6	1.6	8.2	5.4	2.0
そ の 他	6.5	17.0	10.4	19.1	24.7
合 計	62.6	41.2	43.6	61.1	35.2

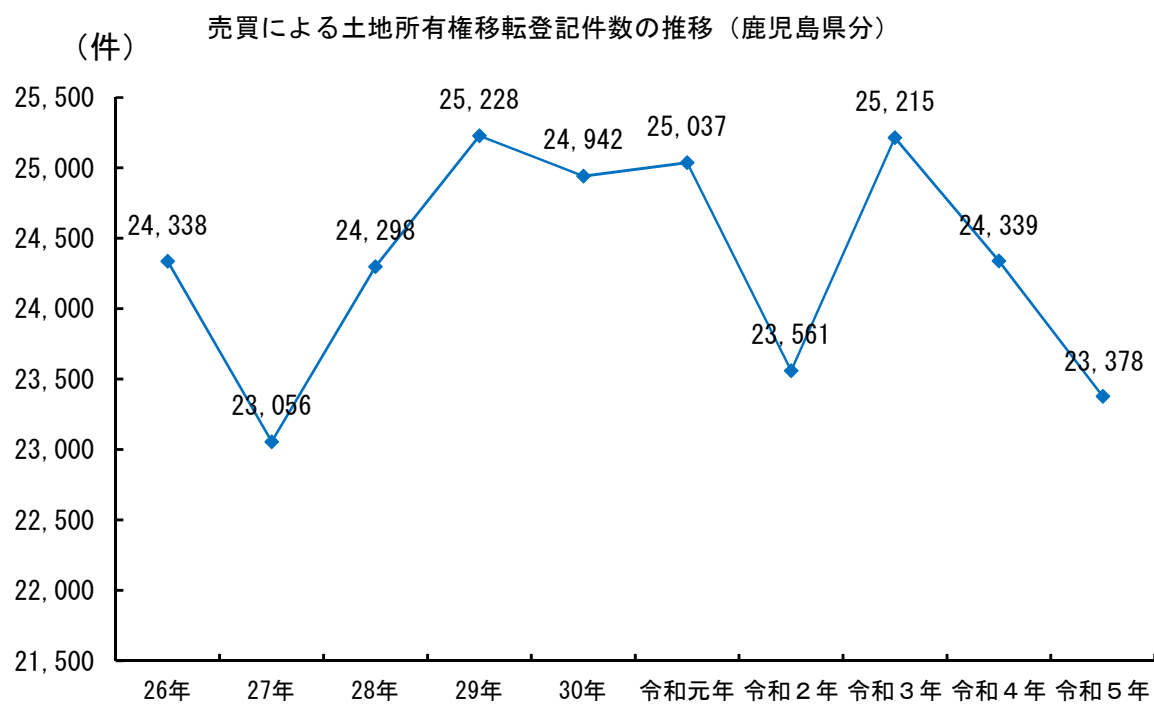


資 料：土木部建築課，鹿児島市

その他：面積は当初申請面積である

(注) 四捨五入の関係で，内訳と合計が一致しない場合がある。

4 土地取引の動向



資料：総合政策部地域政策課

国土利用計画法に基づく土地売買等届出

(単位：件)

年 度 区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
住 宅	25	8	24	24	18
別 荘	0	1	0	0	0
商 業 施 設	25	33	45	31	76
生 産 施 設	149	128	117	94	76
娛 楽 施 設	1	4	2	1	0
ゴ ル フ 場	0	0	11	5	0
林 業	45	72	95	200	192
農業・畜産業・水産業	16	6	19	28	30
資産保有・転売等	75	80	110	53	76
そ の 他	109	94	35	52	29
【参考】太陽光発電施設	151	121	14	12	15
計	445	426	458	488	497

土地利用目的別届出面積

(単位：千㎡)

年 度 区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
住 宅	46.5	24.8	224.0	116.1	27.9
別 荘	0.0	178.2	0.0	0.0	0.0
商 業 施 設	319.4	100.5	209.9	431.4	307.5
生 産 施 設	1,323.3	5,336.6	1,259.9	1,023.2	1,367.6
娛 楽 施 設	38.8	9.6	33.9	13.6	0.0
ゴ ル フ 場	0.0	0.0	10.5	8.4	0.0
林 業	2,184.0	2,912.3	2,399.7	4,321.7	4,206.9
農業・畜産業・水産業	301.1	141.8	426.9	273.0	148.9
資産保有・転売等	1,605.3	6,825.6	1,963.7	1,872.4	1,370.0
そ の 他	561.2	367.2	169.1	736.4	496.1
【参考】太陽光発電施設	1,541.5	5,256.5	431.7	8,401.2	6,142.0
計	6,379.6	15,896.5	6,697.3	8,796.2	7,924.8

資料：総合政策部地域政策課

(注) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

5 地価の動向

県全体の近年の地価動向

(平均価格：円／㎡，変動率：％)

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
宅地	住宅地	地点数	293	293	293	293	293
		平均価格	27,300	27,300	27,300	27,400	27,600
		平均変動率	▲1.3	▲1.5	▲1.4	▲1.3	▲1.2
	商業地	地点数	105	105	105	105	105
		平均価格	81,600	81,400	80,900	80,900	81,000
		平均変動率	▲1.3	▲1.7	▲1.8	▲1.5	▲1.3
	工業地	地点数	5	5	5	5	5
		平均価格	38,000	37,800	37,800	38,000	38,300
		平均変動率	▲0.7	▲0.6	▲0.7	▲0.5	0.2
宅地見込地		地点数	3	3	3	3	3
		平均価格	10,000	9,900	9,900	9,900	9,900
		平均変動率	▲0.5	▲0.5	▲0.2	▲0.5	0.0
全用途		地点数	406	406	406	406	406
		平均価格	41,400	41,300	41,200	41,200	41,400
		平均変動率	▲1.3	▲1.5	▲1.5	▲1.3	▲1.2

(平均価格：円／10a，変動率：％)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
林地	地点数	14	14	14	14	14
	平均価格	169,600	167,200	165,800	163,900	162,300
	平均変動率	▲2.1	▲2.7	▲1.8	▲1.5	▲1.2

- (注) 1 全用途の平均変動率は、継続地点の総和／継続地点数であり、宅地と宅地見込地の合計の平均である。
- 2 「平均変動率」は、各基準地の地価の変動率の平均値（各基準地の変動率の総和／継続地点数）
- 3 「平均価格」は、各基準地の地価の総和／基準地数であり、高額な基準地の地価の影響を受けやすい。
- 4 「平均価格」は、十の位を四捨五入した数値である。

第2 土地対策の概要

1 国土利用計画

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示された基本理念に即して策定されるもので、国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるとともに、民間の諸活動に対しての指針を与えるものである。

国土利用計画法第2条（基本理念）

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

この計画は、国・都道府県・市町村がそれぞれの区域について、

- ① 国土の利用に関する基本構想
- ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

等を定めることとなっている。

(1) 全国計画

全国計画は、国土の利用に関して国の他の計画や都道府県が策定する国土利用計画及び土地利用基本計画の基本となるものである。

- ・ 第一次計画（昭和51年5月18日閣議決定）
基準年次：昭和47年 目標年次：昭和60年
- ・ 第二次計画（昭和60年12月17日閣議決定）
基準年次：昭和57年 目標年次：平成7年
- ・ 第三次計画（平成8年2月23日閣議決定）
基準年次：平成4年 目標年次：平成17年
- ・ 第四次計画（平成20年7月4日閣議決定）
基準年次：平成16年 目標年次：平成29年
- ・ 第五次計画（平成27年8月14日閣議決定）
基準年次：平成24年 目標年次：平成37年
- ・ 第六次計画（令和5年7月28日閣議決定）
基準年次：令和2年 目標年次：令和15年

第六次国土利用計画（全国計画）は、本格的な人口減少社会、超高齢社会を迎えた今、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識のもと、

- ① 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理
 - ② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理
 - ③ 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理
 - ④ 国土利用・管理DX
 - ⑤ 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理
- を基本として策定された。

(2) 県計画

県計画は、全国計画を基本とし、県の特性を生かしつつ、県国土利用計画審議会や市町村長の意見を聴きながら作成し、県議会の議決を経て定められ、土地利用基本計画や市町村が定める国土利用計画の基本となるものである。

- ・ 第一次計画（昭和58年11月1日決定）
基準年次：昭和55年 目標年次：平成2年
- ・ 第二次計画（平成3年10月9日決定）
基準年次：平成元年 目標年次：平成12年
- ・ 第三次計画（平成13年10月19日決定）
基準年次：平成10年 目標年次：平成22年

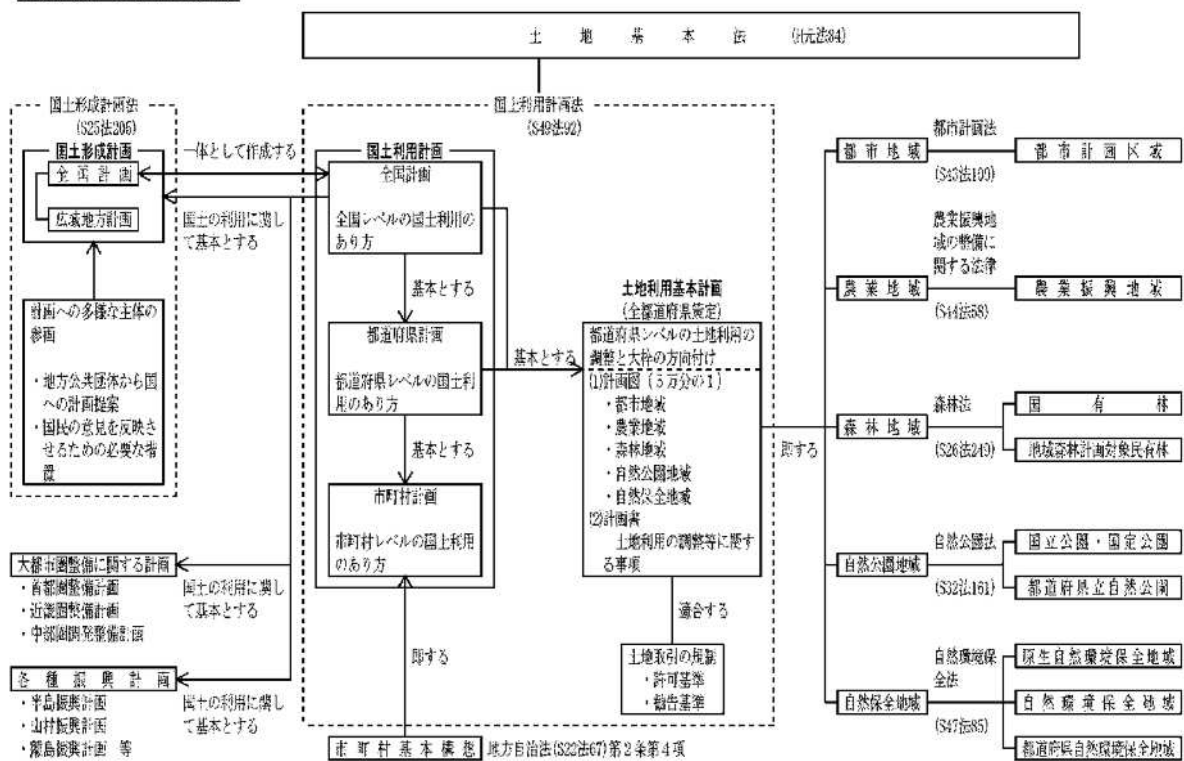
第三次計画は、土地需要が低下している状況を県土利用の質的向上を図る機会としてとらえ、県土の安全性に対する要請の高まりや自然とのふれあい志向の高まりなど県土利用をめぐる状況の変化を踏まえ、次の3つの観点を基本に県土利用の質的向上を図ることとしている。

- ① 安全で安心できる県土利用
- ② 人と自然が共生する持続可能な県土利用
- ③ ゆとりとうるおいのある県土利用

(3) 市町村計画

市町村計画は、地域に最も密着した国土利用計画であり、県計画を基本とするとともに、市町村の基本構想（地方自治法第2条第4項の規定に基づくもの）に即し、住民の意向を反映させるための措置を講じつつ、市町村議会の議決を経て定めるものであり、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成するものである。

国土に関する諸計画の体系



2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地利用（開発行為）や土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、県の区域を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域に区分し、その範囲を図面表示した「計画図」及び土地利用の調整等に関する事項を文章表示した「計画書」からなり、県が定めるものである。

この計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画の上位計画として位置付けられ、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画五地域区分の面積（令和6年4月1日現在）

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	210,320	22.9
	農 業 地 域	563,072	61.3
	森 林 地 域	592,255	64.5
	自然公園地域	127,452	13.9
	自然保全地域	1,874	0.2
(五地域) 計		1,494,973	162.7
白 地 地 域		8,416	0.9
県 土 面 積		918,620	100.0

(注) 1 県土面積は、令和5年7月1日現在の国土交通省国土地理院公表（境界未定の市町村分〔湧水町〕については、全国市町村要覧〔総務省自治行政局発行〕による。）の県土面積によるものである。

2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

土地利用基本計画の地域指定状況の推移

(単位：ha)

区分（決定日）		都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	計
当初(50.6.20)	面積	182,879	554,763	596,077	68,958	1,645	1,404,322
第1次改訂まで (～59.10.24)	増減	△6,060	+7,607	△858	+6,726	+229	+7,644
	面積	176,819	562,370	595,219	75,684	1,874	1,411,966
第2次改訂まで (～4.3.31)	増減	+22,179	△2,836	△960	+4,399		+22,782
	面積	198,998	559,534	594,259	80,083	1,874	1,434,748
第3次改訂まで (～15.3.18)	増減	+2,105	+3,796	△1,136	+2,266		+7,031
	面積	201,103	563,330	593,123	82,349	1,874	1,441,779
第3次改訂後	15年度変更 (16.3.12)	増減		△68	+290		+222
		面積	201,103	563,262	593,413	82,349	1,442,001
	16年度変更 (17.3.23)	増減	+5	△10	△13	△5	△23
		面積	201,108	563,252	593,400	82,344	1,441,978
	17年度変更 (18.3.23)	増減	+3	+515	+42		+560
		面積	201,111	563,767	593,442	82,344	1,442,538
	18年度変更 (19.3.20)	増減	+8		+119	+3,577	+3,704
		面積	201,119	563,767	593,561	85,921	1,446,242
	19年度変更 (20.3.25)	増減	+63		△16	+145	+192
		面積	201,182	563,767	593,545	86,066	1,446,434
	20年度変更 (21.3.24)	増減		△55	△81		△136
		面積	201,182	563,712	593,464	86,066	1,446,298
	21年度変更(1回目) (21.7.7)	増減	+391				+391
		面積	201,573	563,712	593,464	86,066	1,446,689
	21年度変更(2回目) (22.3.30)	増減			△29		△29
		面積	201,573	563,712	593,435	86,066	1,446,660
	22年度変更 (23.3.29)	増減			△98		△98
		面積	201,573	563,712	593,337	86,066	1,446,562
	23年度変更(1回目) (24.1.31)	増減			+336		+336
		面積	201,573	563,712	593,337	86,402	1,446,898
	23年度変更(2回目) (24.3.23)	増減			△48		△48
		面積	201,573	563,712	593,289	86,402	1,446,850
	24年度変更 (25.3.26)	増減	+14		△17		△3
		面積	201,587	563,712	593,272	86,402	1,446,847
	25年度変更 (26.4.1)	増減	+3,541		△29		+3,512
		面積	205,128	563,712	593,243	86,402	1,450,359
	26年度変更 (27.4.1)	増減			△11	+2,988	+2,977
		面積	205,128	563,712	593,232	89,390	1,453,336
	27年度変更 (28.4.1)	増減	+4,635		△55		+4,580
		面積	209,763	563,712	593,177	89,390	1,457,916

土地利用基本計画の地域指定状況の推移（続き）

（単位：ha）

区分（決定日）		都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	計
28年度変更 (29. 3. 31)	増減	+3	△89	△54	+34,320		+34,180
	面積	209,766	563,623	593,123	123,710	1,874	1,492,096
29年度変更 (30. 4. 24)	増減		+44	△176	△81		△213
	面積	209,766	563,667	592,947	123,629	1,874	1,491,883
30年度変更 (31. 3. 27)	増減	+6		△136	+522		+392
	面積	209,772	563,667	592,811	124,151	1,874	1,492,275
令和元年度変更 (R2. 3. 24)	増減	+412	△488	△238	+15		△299
	面積	210,184	563,179	592,573	124,166	1,874	1,491,976
令和2年度変更 (R3. 3. 30)	増減	+135		△54	+1,136		+1,217
	面積	210,319	563,179	592,519	125,302	1,874	1,493,193
令和3年度変更 (R4. 3. 29)	増減	+1		△12	+2,150		+2,139
	面積	210,320	563,179	592,507	127,452	1,874	1,495,332
令和4年度変更 (R5. 3. 31)	増減		△14	△103			△117
	面積	210,320	563,165	592,404	127,452	1,874	1,495,215
令和5年度変更 (R6. 3. 29)	増減		△93	△149			△242
	面積	210,320	563,072	592,255	127,452	1,874	1,494,973

土地利用基本計画の変更状況（平成27年度～令和5年度）

県 決 定 年 月 日	地 域 指 定 の 変 更	市町村別変更面積 (ha)	変 更 内 容
27. 4. 1	森林地域の縮小 (11ha)	伊仙町	林地開発許可（連絡調整） 地の開発完了に伴う縮小
	自然公園地域の拡大 (2,988ha)	薩摩川内市	甑島県立自然公園の国定公 園化に伴う拡大
28. 4. 1	都市地域の拡大 (4,635ha)	出水市 3,321 始良市 1,314	都市地域の見直しに伴う拡大
	森林地域の縮小 (55ha)	薩摩川内市 16 霧島市 23 南種子町 3 伊仙町 13	
			林地開発許可地（連絡調整） の開発完了に伴う縮小
29. 3. 31	都市地域の拡大 (3ha)	鹿児島市 3	都市地域の見直しに伴う拡大
	農業地域の縮小 (89ha)	始良市 89	始良都市計画区域の用途指定 に伴う，始良農業振興地域の 縮小
	森林地域の縮小 (54ha)	日置市 29 湧水町 25	林地開発許可地の開発完了に 伴う縮小

	自然公園地域の拡大 (36,636ha)	奄美市 12,411 大和村 5,032 宇検村 4,055 瀬戸内町 6,753 龍郷町 2,383 喜界町 372 徳之島町 2,836 天城町 2,067 伊仙町 525 和泊町 4 知名町 198	奄美群島国立公園の指定に伴う拡大
	自然公園地域の縮小 (2,316ha)	奄美市 254 大和村 6 瀬戸内町 251 龍郷町 6 喜界町 61 徳之島町 734 天城町 184 伊仙町 146 和泊町 130 知名町 219 与論町 325	奄美群島国立公園の指定に伴う縮小
30. 4. 24	農業地域の拡大 (44ha)	瀬戸内町 44	瀬戸内農業振興地域の変更に伴う拡大
	森林地域の縮小 (176ha)	鹿屋市 16 垂水市 3 曾於市 4 大崎町 5 錦江町 2 肝付町 1	大隅地域森林計画の見直しに伴う縮小
		鹿屋市 25 霧島市 120	林地開発許可地の開発完了に伴う縮小
	自然公園地域の縮小 (81ha)	指宿市 76	宅地化が進み、自然公園として保護する必要がなくなったことによる縮小
		南大隅町 5	霧島錦江湾国立公園への編入に伴う公園区域の見直しによる縮小
31. 3. 27	都市地域の拡大 (6ha)	奄美市 6	公有水面埋立による都市地域の拡大
	森林地域の縮小 (136ha)	鹿児島市 64 日置市 17 指宿市 6 南さつま市 23 南九州市 18 枕崎市 8	林地開発許可地の開発完了に伴う縮小

	自然公園地域の拡大 (704ha)	日置市 103 南さつま市 601	吹上浜金峰山県立自然公園の 指定に伴う拡大
	自然公園地域の縮小 (182ha)	日置市 175 いちき串木野市 7	吹上浜金峰山県立自然公園の 指定に伴う縮小
R2. 3. 24	都市地域の拡大 (1, 003ha)	阿久根市 1, 003	都市地域の見直しに伴う拡大
	都市地域の縮小 (591ha)	阿久根市 591	都市地域の見直しに伴う縮小
	農業地域の拡大 (20ha)	鹿児島市 2 鹿屋市 10 日置市 8	鹿児島農業振興地域の拡大 鹿屋農業振興地域の拡大 日置農業振興地域の拡大
	農業地域の縮小 (508ha)	出水市 339 霧島市 127 鹿屋市 14 日置市 28	都市計画区域の用途指定に伴 う、出水・霧島・鹿屋・日置 農業振興地域の縮小
	森林地域の縮小 (238ha)	薩摩川内市 6 伊佐市 9 阿久根市 18 長島町 10 さつま町 6 出水市 7 鹿屋市・大崎町 133 南九州市 21 指宿市 18 阿久根市・出水市 10	林地開発許可地の開発完了に 伴う縮小
	自然公園地域の拡大 (21ha)	奄美市 21	奄美群島国立公園の指定に伴 う拡大
	自然公園地域の縮小 (6ha)	奄美市 6	奄美群島国立公園の指定に伴 う縮小
R3. 3. 30	都市地域の拡大 (135ha)	志布志市 135	都市地域の見直しに伴う拡大
	森林地域の縮小 (54ha)	霧島市 32 湧水町 4	始良地域森林計画の見直しに 伴う縮小
		志布志市 } 鹿屋市 } 大崎町 }	林地開発許可地の開発完了に 伴う縮小
	自然公園地域の拡大 (1, 137ha)	枕崎市 } 南九州市 } 南さつま市 648	薩南海岸県立自然公園の指定 に伴う拡大 坊野間県立自然公園の指定に 伴う拡大

	自然公園地域の縮小 (1ha)	南 さ つ ま 市	1	坊野間県立自然公園の指定に伴う縮小
R4. 3. 29	都市地域の拡大 (1ha)	指 宿 市	1	都市地域の見直しに伴う拡大
	森林地域の縮小 (12ha)	瀬戸内町	2	奄美大島地域森林計画の見直しに伴う縮小
		霧島市	10	林地開発許可地の開発完了に伴う縮小
	自然公園地域の拡大 (2, 150ha)	三島村	2, 150	みしま県立自然公園の指定に伴う拡大
R5. 3. 31	農業地域の縮小 (14ha)	薩摩川内市	14	都市計画区域の用途指定に伴う、薩摩川内振興地域の縮小
	森林地域の縮小 (103ha)	さつま町	40	林地開発許可地の開発完了に伴う縮小
		霧島市	27	
		曾於市	11	大隅地域森林計画の見直しに伴う縮小
		志布志市	11	
R6. 3. 29	農業地域の縮小 (93ha)	鹿児島市	64	都市計画区域の用途指定に伴う、鹿児島・霧島農業振興地域の縮小
		霧島市	29	
	森林地域の縮小 (149ha)	始良市	39	林地開発許可地の開発完了に伴う縮小
		薩摩川内市	12	
		出水市	11	
		さつま町	17	南薩地域森林計画の見直しに伴う縮小
		南九州市	35	
		日置市	14	
		鹿児島市	14	
		南さつま市	7	

土地利用基本計画と個別土地利用規制法との関係

土地利用基本計画	個別規制法	地域区分の概要	利用規制
都市地域	都市計画法	都市計画区域 ① 市街化区域及び用途地域 ② 市街化調整区域 ③ その他	・ 開発行為の許可制
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域 — 農用地区域 └ 農用地区域外	・ 開発行為の許可制 ・ 農用地利用計画の用途に供すべき旨の勧告
森林地域	森林法	① 国有林 ② 地域森林計画対象民有林 ③ 保安林 ④ 保安施設地区	・ 立木の伐採，土地の形質の変更等の許可，届出制 ・ 開発行為の許可，届出制
自然公園地域	自然公園法 県立自然公園条例	① 国立公園 — 特別地域 └ 特別保護地区 └ 海域公園地区 ② 国定公園 — 普通地域 └ 特別地域 ③ 県立自然公園 — 普通地域	・ 特別保護地区，特別地域，海域公園地区についての許可制 ・ 普通地域についての届出，30日間の着手制限
自然保全地域	自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例	① 原生自然環境保全地域 — 立入制限地区 └ 特別地区 └ 野生動植物保護地区 ② 自然環境保全地域 — 海域特別地区 └ 普通地区 ③ 県自然環境保全地域 — 特別地区 └ 野生動植物保護地区 └ 普通地区	・ ①については，原則として各種行為を禁止 ・ 特別地区，海域特別地区についての許可制 ・ 普通地区についての届出，30日間の着手制限

3 土地取引の規制

土地取引に関する規制は、土地の利用目的と取引価格についての規制であり、規制措置を大別すると、

- ・ 規制区域内の土地取引に適用される許可制
- ・ 一定規模以上の土地取引に適用される事前届出制（注視区域・監視区域）
- ・ 届出制の適用除外としての宅地分譲等に係る事前確認制（注視区域・監視区域）
- ・ 一定規模以上の土地取引に適用される事後届出制

の4つに分けることができる。

ただし、昭和63年2月から平成9年2月にかけて監視区域を指定していた期間を除いて、本県における規制区域、監視区域及び注視区域の指定はないため、現在の本県における規制措置は、事後届出制のみである。

また、制度の適正な運用を図るため、土地取引規制基礎調査を実施し、大規模な用地取得については、大規模取引等事前指導制度により、当事者の利便と事務処理の円滑化を図り届出制度を補完している。

土地取引規制制度

	右3区域以外	注視区域	監視区域	規制区域
指 定 要 件	な し	〔法第27条の3〕 ・ 地価が相当程度上昇又はその恐れがある。 〔年間地価上昇率〕 5%超 ・ 適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生じる恐れがある。 指定期間：5年以内 (再指定可)	〔法第27条の6〕 ・ 地価が急激に上昇又はその恐れがある。 〔年間地価上昇率〕 10%超 ・ 適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生じる恐れがある。 指定期間：5年以内 (再指定可)	〔法第12条〕 【都市計画区域内】 ・ 投機的取引の相当範囲にわたる集中 ・ 地価が急激に上昇等 【都市計画区域外】 ・ 上記の事態が認められ、事態の緊急除去の必要性がある 指定期間：5年以内 (再指定可)
届 出	事後届出制	事前届出制	事前届出制	許 可 制
届 出 時 期	契約締結後2週間以内	契 約 締 結 前		
届 出 対 象 面 積	市街化区域 その他都市計画区域 都市計画区域外	2,000㎡以上 5,000㎡以上 10,000㎡以上	・ 知事が定める面積以上 【過去の指定例】 鹿児島市 100㎡以上 国分・隼人 300㎡以上 リゾート 2,000㎡以上	・ 全ての取引が対象となるが、全国的にも指定された事例はない。
勸 告 (許可) 要 件	〔法第24条第1項〕 利用目的のみ ・ 公表された土地利用計画に適合しないこと	〔法第27条の5第1項〕 価格及び利用目的 ・ 届出時の相当な価額に照らし著しく適正を欠くこと ・ 土地利用計画に適合しないこと	〔法第27条の8第1項〕 価格及び利用目的 ・ 届出時の相当な価額に照らし著しく適正を欠くこと ・ 土地利用計画に適合しないこと ・ 投機的取引に当たること	〔法第16条第1項〕 価格及び利用目的 (不許可基準) ・ 区域指定時の相当な価額に照らし適正を欠くこと ・ 土地利用計画に適合しないこと ・ 投機的取引に当たること

(1) 事後届出制における届出勧告

国土利用計画法に基づき、一定規模（市街化区域…2,000㎡，市街化区域を除く都市計画区域…5,000㎡，都市計画区域以外の区域…10,000㎡）以上の土地取引を行う場合には、その取引に係る土地の利用目的、取引価格等を知事に届け出ることとされている。

（※ 事後届出制における届出の受付フローについては、21ページ参照）

土地売買等届出処理状況

（単位：件）

項 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
前年度からの繰越	24	18	3	43	52
受 付	445	431	458	488	497
不 勧 告	445	429	400	473	494
助 言	0	13	16	6	3
勧 告	0	0	0	0	0
取 下 げ 等	6	4	2	0	0
審 査 繰 越	18	3	43	52	58

(2) 土地取引規制基礎調査

土地取引規制基礎調査は、国土利用計画法第12条に基づく規制区域の指定、同法第27条の3に基づく注視区域の指定及び同法第27条の6に基づく監視区域の指定に関する知事の判断資料を得ること等を目的としている。

土地取引規制基礎調査の調査内容

		目 的 及 び 対 象 市 町 村	調 査 事 項 等
土 地 取 引 規 制 基 礎 調 査	概況調査	県内全域を対象に、土地取引動向の概況を把握するとともに、地域別調査の要否を判断するための資料を得ることを目的とする。 対象市町村は全市町村（地域別調査対象市町村を除く）である。	・ 土地取引指標（買主区分別土地取引件数・面積，面積規模別土地取引件数）
	地域別調査	概況調査等に基づき、規制区域、注視区域又は監視区域の指定要件の充足の蓋然性の高い地域等を対象に、土地取引動向、地価動向等の監視を行うとともに、特別詳細調査の実施、監視区域等の指定の措置の要否に係る判断資料を得ることを目的とする。 ※ 当調査は平成20年度以降休止（対象市町村なし）	・ 土地取引指標（買主区分別土地取引件数・面積，面積規模別土地取引件数，農地転用件数・面積，届出等件数・面積） ・ 開発整備動向指標（建築着工件数・面積，大規模宅地開発の動向，特定大プロジェクトの動向） ・ 土地取引状況調査 ・ 成約価格動向調査
	地価動向調査	地域別調査対象の全市町村を対象に、売買事例価格に基づき地価動向を監視するとともに、特別詳細調査の実施、監視区域の指定等の判断資料を得ることを目的とする。 ※ 当調査は平成17年度以降休止	・ 宅地（見込地）価格

4 遊休土地

(1) 遊休土地制度の概要

土地に関する権利の移転等の許可（国土利用計画法第14条）又は届出（同法第23条）若しくは同法第27条の4（第27条の7において準用する場合を含む。）に際して行われる土地利用目的の審査を事後に補完する意味を兼ねて、次表に示す認定要件に該当する土地について、知事が自ら、又は市町村長の申請に基づき、これを遊休土地に認定し、所有者等からその土地の利用又は処分に関する計画の提出を求め、必要な助言、勧告等の措置を講じて、土地所有者の自発性を尊重しつつ、その有効かつ適切な利用を積極的に図ろうとするものである。

遊休土地認定要件

区 分	内 容
面 積 (法第28条第1項第1号)	一定規模以上の一団の土地であること。 ア 法定面積以上 ・ 市街化区域 2,000㎡以上 ・ その他の都市計画区域 5,000㎡以上 ・ 都市計画区域外 10,000㎡以上 イ 監視区域内における法定面積未満
期 間 (同条同項第2号)	許可又は届出に係る土地で、その土地の所有者が当該土地を取得後2年を経過したものであること。
利 用 状 況 (同条同項第3号)	全く利用されていないか、若しくはその土地又は建築物等の整備基準、使用頻度、管理状況等が周辺地域の同一又は類似の用途に係る土地の利用の程度からみて著しく劣っていると認められること。
利 用 促 進 (同条同項第4号)	土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に照らし、その土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

(2) 遊休土地実態調査

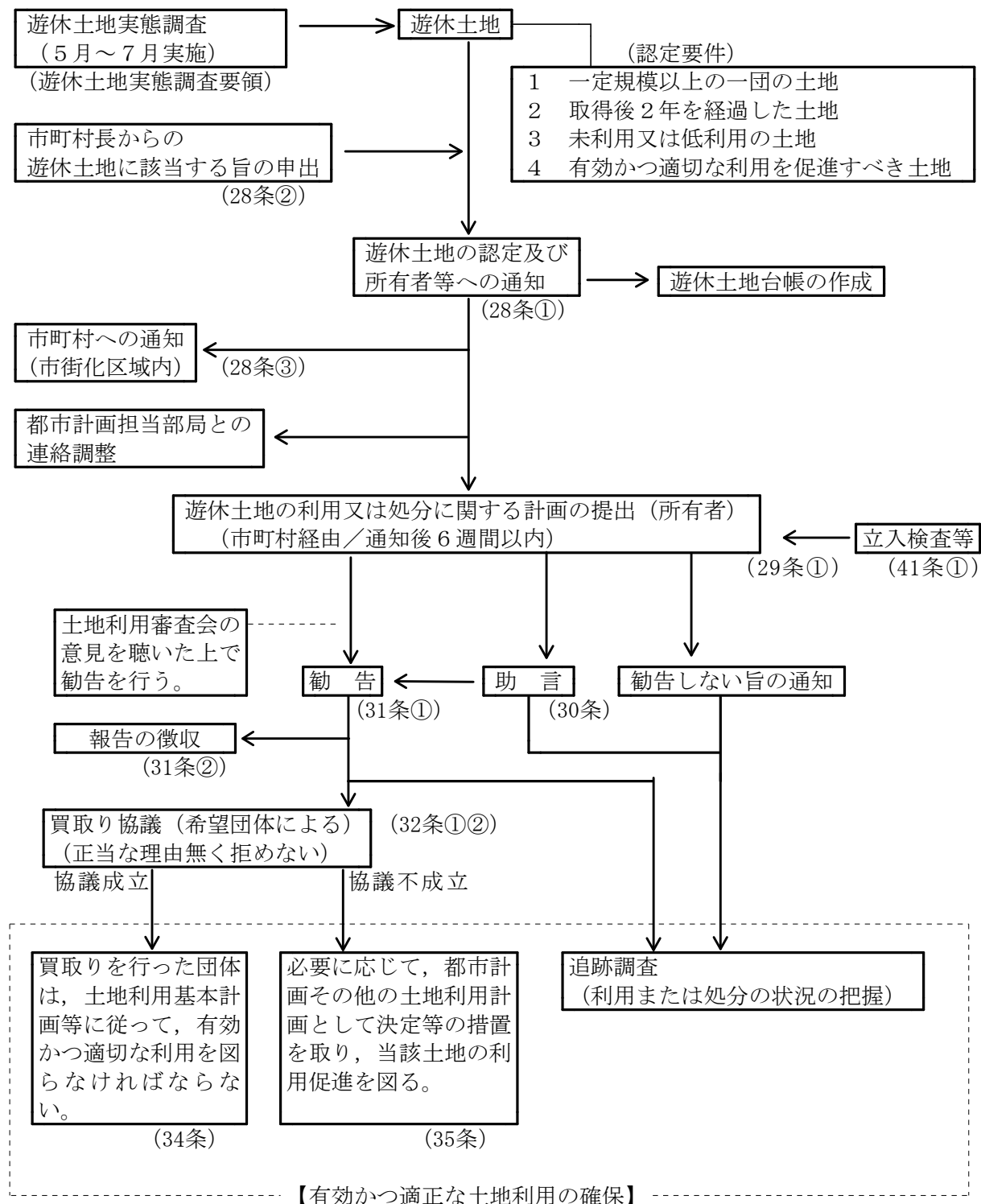
遊休土地実態調査は、遊休土地に関する措置を適正かつ円滑に行うための基礎資料を得ることを目的として、「遊休土地実態調査要領」（昭和55年4月14日制定）により、毎年市町村の協力を得て実施している。

遊休土地実態調査結果

(単位：件)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
調 査 対 象	101	120	83	138	68
未 利 用 地	19	9	9	10	14
遊 休 土 地 認 定 通 知	0	0	0	0	0

遊休土地制度の事務手続きフロー



5 開発行為の規制

本県においては、国土利用計画法その他土地に関する関係法の規制に先立って、県土の無秩序な開発防止と適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的として、昭和48年6月1日「鹿児島県土地利用対策要綱」を定め、県内における一定規模以上の土地取得と開発行為について規制を実施してきたが、国土利用計画法の施行に伴い、昭和49年12月24日当該要綱の全部改正を行い（土地取得は、国土利用計画法に移行）、開発行為の規制のみを残すこととした。

土地利用協議処理状況（令和元年度以降）

（単位：件，ha）

年度	土地利用目的	ゴルフ場		観光レジャー施設		住宅団地		養鶏・養豚場		その他		計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
令和元年度	前年度からの繰越									5	155.54	5	155.54
	受付									7	294.57	7	294.57
	承認									9	322.12	9	322.12
	取下げ												
	繰越									3	127.99	3	127.99
令和2年度	前年度からの繰越									3	127.99	3	127.99
	受付									3	103.27	3	103.27
	承認									3	103.27	3	103.27
	取下げ												
	繰越									3	127.99	3	127.99
令和3年度	前年度からの繰越									3	127.99	3	127.99
	受付							1	2.30			1	2.30
	承認							1	2.30	2	52.48	3	54.78
	取下げ												
	繰越									1	75.51	1	75.51
令和4年度	前年度からの繰越									1	75.51	1	75.51
	受付									1	3.03	1	3.03
	承認												
	取下げ												
	繰越									2	78.54	2	78.54
令和5年度	前年度からの繰越									2	78.54	2	78.54
	受付									2	14.21	2	14.21
	承認									3	17.24	3	17.24
	取下げ												
	繰越									1	75.51	1	75.51

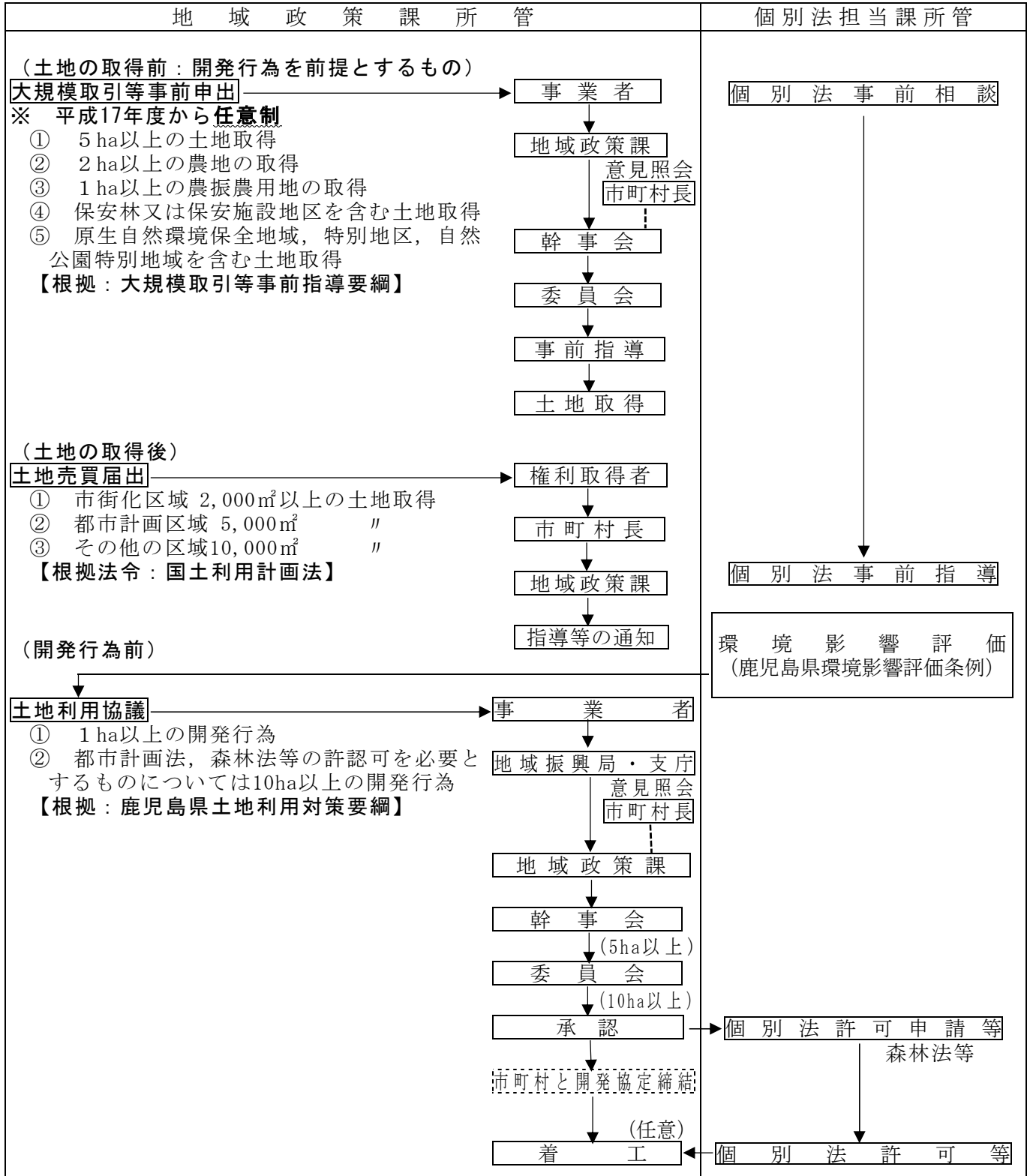
※四捨五入の関係で合計が合わないことがあります。

（※ 土地利用協議の受付フローについては、次ページ参照）

土地取得及び開発行為の手続フロー

事後届出制の場合

(平成19年4月1日以降)



※ 幹事会：鹿児島県土地対策委員会 幹事会

(計画面積が5 ha以上に対して事前審議、主任幹事：地域政策課長、幹事：関係課長)

※ 委員会：鹿児島県土地対策委員会

(計画面積が10ha以上に対して事前審議、委員長：副知事、委員：関係部長)

【根拠：鹿児島県土地対策委員会規程、鹿児島県土地対策委員会運営要領】

6 土地分類調査

土地分類調査は、国土の自然条件をはじめとする土地条件を体系的かつ総合的に調査し、土地のもつ基本的性格を明らかにする調査である。

(1) 都道府県が行う土地分類基本調査

昭和45年度から発足し、国土調査事業10か年計画に含まれている本調査は、各種計画等の実施対象となる地域を含む縮尺5万分の1地形図単位に、主として自然条件を調査し、開発計画の立案並びに土地利用区分樹立のための基礎資料とするものである。

調査は、土地分類基本調査関係作業規程準則（総理府令）に基づいて、鹿児島県土地分類基本調査作業規程により行うもので、実施主体は県、調査作業機関は県の関係部課及び関係試験研究機関、関係大学等である。

土地分類基本調査地図及び調査機関

本 図	調 査 機 関	副 図	調 査 機 関
地 形 分 類 図	鹿児島大学法文学部	傾 斜 区 分 図	鹿児島大学法文学部
表 層 地 質 図	鹿児島大学理学部	土地利用現況図	県企画部企画調整課
土 壌 図	県農業試験場、林業試験場	土壌生産力区分図	県農業試験場、林業試験場
		起 伏 量 図	鹿児島大学法文学部

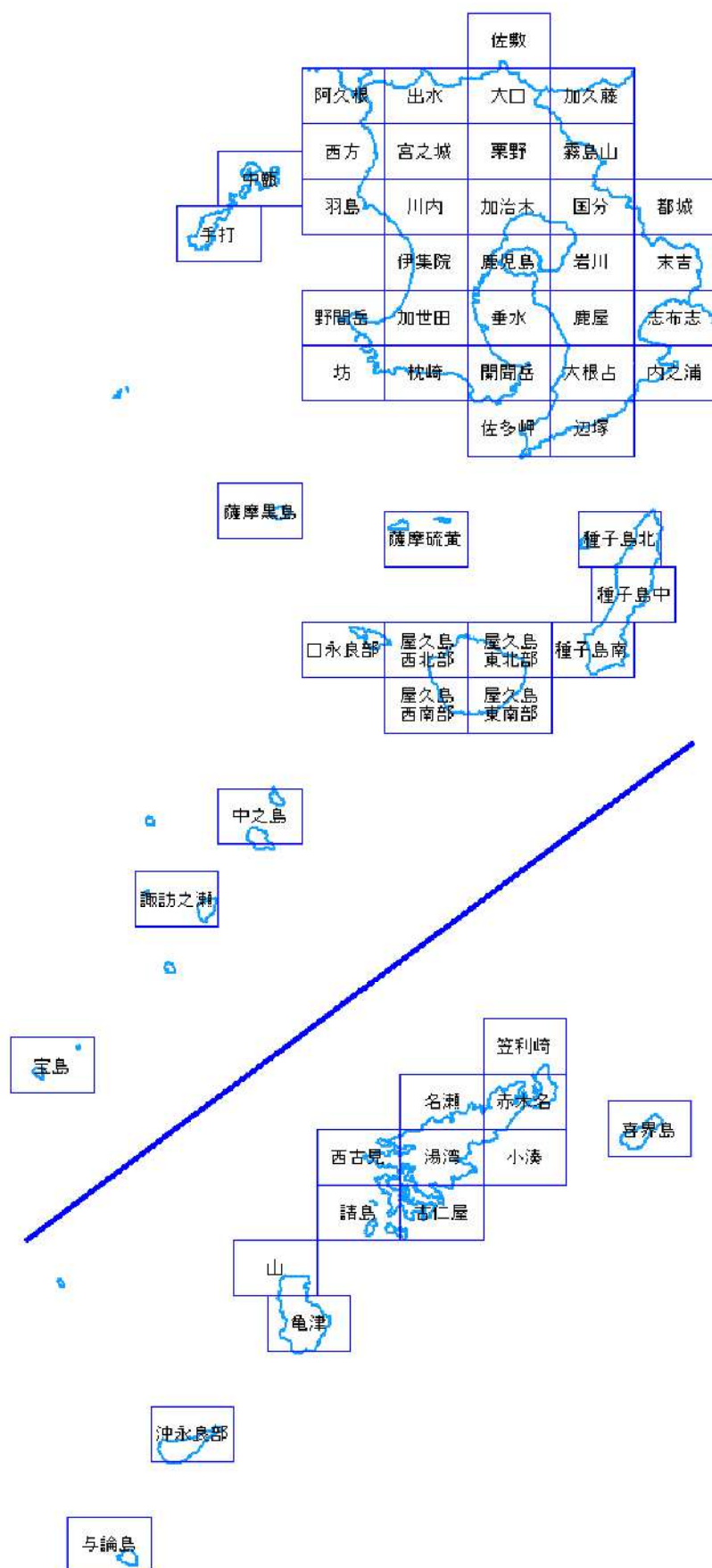
(2) 土地分類基本調査実施状況

本県の土地分類基本調査は、昭和45年度から実施され、昭和62年度の中之島、諏訪瀬島、宝島の3図幅の合併印刷を最後に完了した。

土地分類基本調査実施図幅一覧

年度	調 査 対 象 図 幅 調査面積（合計9,177km ² ）	備 考
45	(1・2)鹿屋・志布志 583km ²	(1)鹿屋 (2)志布志
46	(3)岩川 (4)内之浦 (5)末吉（県域のみ） 380km ² 115km ² 290km ²	末吉図幅は県単独事業
47	(6)鹿児島 (7)垂水 (8)加治木 (9)国分 220km ² 80km ² 370km ² 420km ²	
48	(10)川内 (11)羽島 (12)西方 (13)伊集院 422km ² 73km ² 82km ² 307km ²	
49	(14)大根占 (15)開聞岳 (16)佐多岬 (17)辺塚 380km ² 210km ² 65km ² 170km ²	
50	(18)加世田 (19)野間岳 (20)枕崎・坊 397km ² 65km ² 258km ²	
51	(21)宮之城 (22)阿久根 437km ² 124km ²	
52	(23)栗野 (24)霧島山（県域のみ） 437km ² 163km ²	
53	(25)出水（県域のみ） (26)大口（県域のみ） 321km ² 342km ²	54年度印刷 大口図幅は久松 佐敷図幅の鹿児島県域を合併
54	(27・28・29・30・31)屋久島・口永良部島 538km ²	55年度印刷 (27)屋久島東北部 (28)屋久島東南部 (29)屋久島西北部 (30)屋久島西南部 (31)口永良部島
55	(32・33・34)種子島 447km ²	56年度印刷 (32)種子島北部 (33)種子島中部 (34)種子島南部
56	(35・36・37・38)奄美大島北部・喜界島 327km ²	57年度印刷 (35)笠利崎 (36)赤木名 (37)名瀬 (38)喜界島
57	(39・40・41・42・43)奄美大島南部 551km ²	58年度印刷 (39)小湊 (40)西古見 (41)湯湾 (42)請島 (43)古仁屋
58	(44・45)徳之島 (46・47)薩摩黒島・薩摩硫黄島 248km ² 32km ²	59年度印刷 薩摩黒島、薩摩硫黄島は60年度印刷 (44)山 (45)亀津 (46)薩摩黒島 (47)薩摩硫黄島
59	(48・49)沖永良部島・与論島 116km ²	61年度印刷 (48)沖永良部島 (49)与論島
60	(50・51)甌島 (52・53・54)十島 119km ² 88km ²	中甌、手打は61年度、中之島、諏訪瀬島、宝島は62年度印刷 (50)中甌 (51)手打 (52)中之島 (53)諏訪瀬島 (54)宝島

土地分類基本調査実施図幅位置図



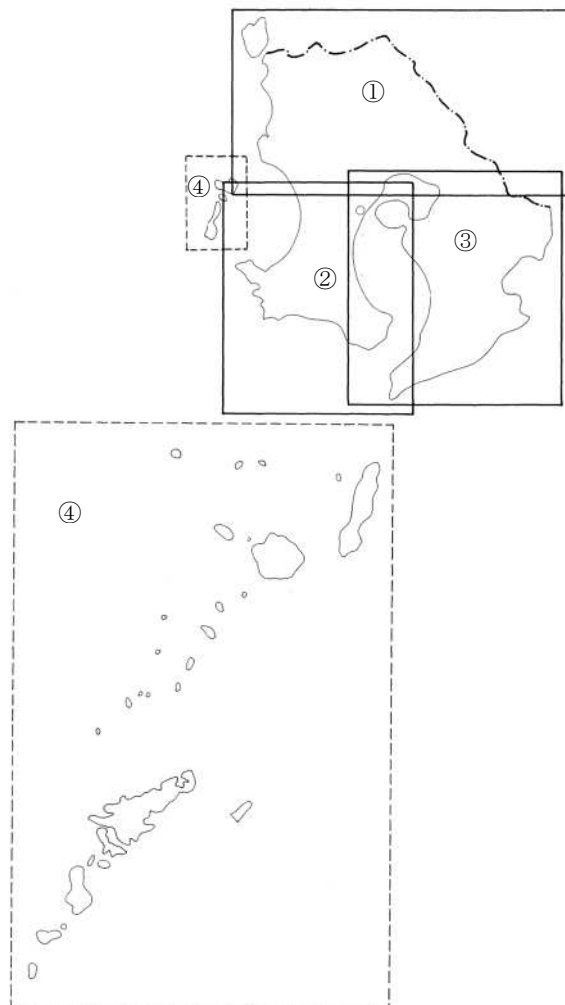
7 地質図

「鹿児島県地質図」は、県土利用に係る各種計画の基礎資料とすることを目的に昭和28年に刊行し、その後、昭和36年、昭和42年、平成2年に改訂している。

平成2年に改訂した現在の地質図は、昭和62年度に完了した土地分類基本調査の結果も踏まえ、県内を4つに区割りした縮尺10万分の1図面及び説明書「鹿児島県の地質」からなり、地下資源開発、防災、環境対策、土木工事、地域開発等の計画立案及び高校、大学の教材等の基礎資料として活用されている。

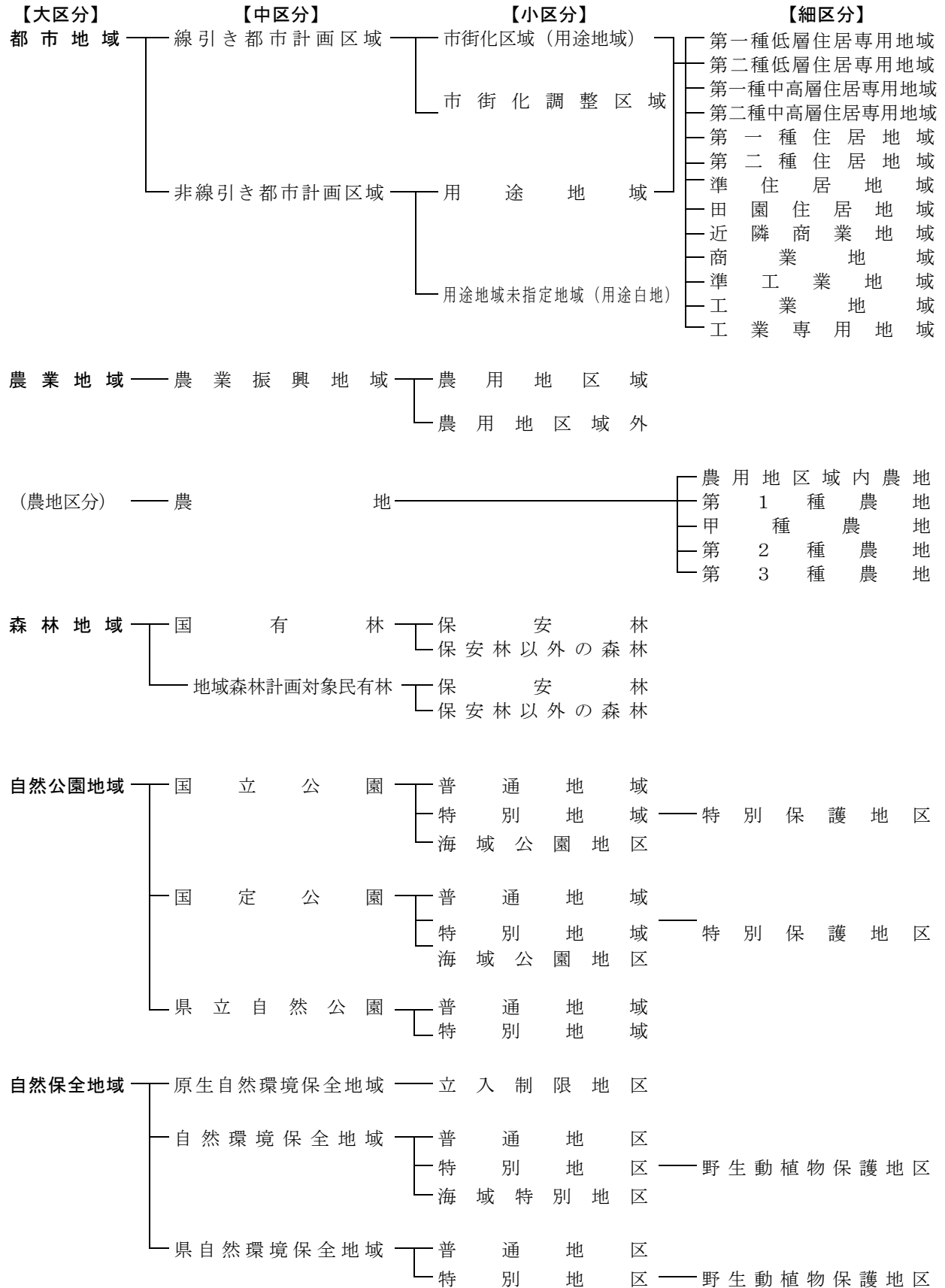
地質図の区割図

- ① 鹿児島県北部
- ② 薩摩半島（宇治群島，草垣群島等を含む。）
- ③ 大隅半島
- ④ 甬島列島，種子島，屋久島，吐噶喇列島，奄美諸島



(関係資料)

1 土地利用関係法に基づく土地利用区分



2 個別規制法の指定状況

(1) 指定時期

(令和6年4月1日現在)

市町村名		都市計画法		農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
		法指定年月日	最終区域指定年月日	地域指定年月日	森林計画期間始期	区域指定年月日	地域指定年月日
鹿児島市	(旧)鹿児島市	T 14. 10. 6	☆ T 14. 10. 6	H 17. 8 . 30	R 6 . 4 . 1	S 39. 3 . 16	—
	(旧)吉田町	S 50. 9 . 22	☆ S 50. 9 . 22			—	—
	(旧)桜島町	—	—			S 39. 3 . 16	—
	(旧)喜入町	S 62. 4 . 1	H 21. 8 . 11			—	—
	(旧)松元町	H 4 . 11. 2	☆ H 4 . 11. 2			—	—
	(旧)郡山町	S 62. 4 . 1	☆ S 62. 4 . 1			—	—
鹿屋市	(旧)鹿屋市	S 9 . 9 . 10	☆ H 18. 12. 8	H 22. 3 . 23	R 5 . 4 . 1	S 52. 6 . 1	—
	(旧)輝北町	—	—			—	—
	(旧)串良町	S 62. 4 . 1	S 62. 4 . 1			—	—
	(旧)吾平町	S 62. 4 . 1	☆ S 62. 4 . 1			—	—
枕崎市		S 9 . 9 . 10	☆ H 6 . 3 . 30	S 46. 11. 12	R 6 . 4 . 1	S 28. 3 . 31	—
阿久根市		S 9 . 5 . 28	☆ R 2 . 3 . 6	S 45. 12. 18	R 2 . 4 . 1	S 28. 3 . 31	—
出水市	(旧)出水市	S 9 . 5 . 28	☆ H 28. 4 . 1	H 18. 12. 22	R 2 . 4 . 1	S 39. 4 . 1	—
	(旧)野田町	—	—			—	—
	(旧)高尾野町	—	—			S 39. 4 . 1	—
指宿市	(旧)指宿市	S 9 . 5 . 28	☆ H 17. 12. 9	H 19. 1 . 30	R 6 . 4 . 1	S 39. 3 . 16	—
	(旧)山川町	S 21. 9 . 25	☆ S 61. 10. 29			S 39. 3 . 16	—
	(旧)開聞町	H 4 . 3 . 30	H 4 . 3 . 30			S 39. 3 . 16	—
西之表市		S 21. 9 . 26	☆ S 50. 7 . 7	S 45. 12. 18	R 3 . 4 . 1	—	—
垂水市		S 21. 3 . 30	☆ H 11. 3 . 23	S 45. 12. 18	R 5 . 4 . 1	S 39. 3 . 16 S 52. 6 . 1	—
薩摩川内市	(旧)川内市	S 9 . 5 . 22	☆ H 26. 10. 10	H 17. 10. 28	R 2 . 4 . 1	S 39. 4 . 1	—
	(旧)樋脇町	S 25. 2 . 21				S 39. 4 . 1	—
	(旧)入来町	S 25. 2 . 21				S 28. 3 . 31	—
	(旧)東郷町	H 26. 10. 10				S 39. 4 . 1	—
	(旧)祁答院町	—	—			S 28. 3 . 31	—
	(旧)里村	—	—			H 27. 3 . 16	—
	(旧)上甕村	—	—				—
	(旧)下甕村	—	—				—
	(旧)鹿島村	—	—				—
日置市	(旧)東市来町	S 9 . 5 . 28	☆ S 50. 7 . 7	H 27. 2 . 6	R 6 . 4 . 1	S 28. 3 . 31	—
	(旧)伊集院町	S 27. 6 . 5	☆ S 60. 5 . 15			—	—
	(旧)日吉町	—	—			S 28. 3 . 31	—
	(旧)吹上町	S 12. 2 . 25	S 43. 12. 23			S 28. 3 . 31	—

市 町 村 名		都 市 計 画 法		農 振 法	森 林 法	自然公園法	自然環境 保 全 法
		法 指 定 年 月 日	最 終 区 域 指 定 年 月 日	地 域 指 定 年 月 日	森 林 計 画 期 間 始 期	区 域 指 定 年 月 日	法 指 定 年 月 日
曾 於 市	(旧)大隅町	S 32. 7. 20	☆H10.10. 2	H18. 4. 4	R 5. 4. 1	—	—
	(旧)財部町	S 13. 8. 23	S 43.12.23			—	—
	(旧)末吉町	S 26. 3. 20	☆H10.10. 2 ☆S 44. 5. 20			—	—
霧 島 市	(旧)国分市	S 31.10. 8	☆S 59. 4.13	H 18.12. 8	R 3. 4. 1	—	—
	(旧)溝辺町	S 50. 9. 22	☆S 59. 4.13			—	—
	(旧)横川町	S 26. 3. 20	S 43. 7. 26			—	—
	(旧)牧園町	S 23. 3.11	S 60. 5.15			S 9. 3.16	—
	(旧)霧島町	—	—			S 9. 3.16	—
	(旧)隼人町	S 12.11. 4	☆H17. 3.11			—	—
	(旧)福山町	H 2. 3.31	H 18. 7. 4			—	—
いちき串木野市	(旧)串木野市	S 12. 2. 25	☆S 60. 1.21	H 19.10.12	R 6. 4. 1	S 28. 3. 31	—
	(旧)市来町	S 12. 2. 25	☆S 60. 1.21			S 28. 3. 31	—
南さつま市	(旧)加世田市	S 12.11. 4	☆S 43.12.25	H 19. 2.16	R 6. 4. 1	S 28. 3. 31	—
	(旧)笠沙町	S 26.12.22	S 43. 1.13			S 28. 3. 31	—
	(旧)大浦町	—	—			S 28. 3. 31	—
	(旧)坊津町	—	—			S 28. 3. 31	—
	(旧)金峰町	—	—			S 28. 3. 31	—
志 布 志 市	(旧)松山町	S 26. 3. 20	H 10.10. 2	H 19. 1.26	R 5. 4. 1	—	—
	(旧)志布志町	S 9. 5. 28	☆R 3. 3.30			S 30. 6. 1	—
	(旧)有明町	H 21. 7. 28	R 3. 3. 30			S 30. 6. 1	—
奄 美 市	(旧)名瀬市	S 11. 1. 24	☆S 63. 8.24	H 21. 9. 4	R 4. 4. 1	H29. 3. 7	—
	(旧)住用村	—	—			H29. 3. 7	—
	(旧)笠利町	—	—			H29. 3. 7	—
南九州市	(旧)穎娃町	S 9. 5. 28	☆S 60. 5.15	H23. 5. 6	R 6. 4. 1	R 3. 4.16	—
	(旧)知覧町	S 15. 5. 4	☆H18. 4.28				—
	(旧)川辺町	S 26. 3. 20	☆S 50. 9. 22				—
伊 佐 市	(旧)大口市	S 24. 1. 25	☆S 43.12.23	H 22. 3. 2	R 2. 4. 1	S 39. 4. 1	—
	(旧)菱刈町	—	—			S 39. 4. 1	—
始 良 市	(旧)加治木町	S 9. 9.10	☆H28.11. 1	H 30.10.30	R 3. 4. 1	—	—
	(旧)始良町	S 28. 2.16				S 28. 3. 31	—
	(旧)蒲生町	S 26. 3. 20				S 28. 3. 31	—
三 島 村		—	—	H 15. 2. 4	R 6. 4. 1	R 4. 4.12	—
十 島 村		—	—	H 15. 2. 4	R 6. 4. 1	H 4. 4. 1	—
さ つ ま 町	(旧)宮之城町	S 9. 5. 28	☆H26. 3.18	H 18. 3.31	R 2. 4. 1	S 28. 3. 31 S 39. 4. 1	—
	(旧)鶴田町	H 26. 3.18	H 26. 3.18			S 39. 4. 1	—
	(旧)薩摩町	—	—			S 39. 4. 1	—

市 町 村 名		都 市 計 画 法		農 振 法	森 林 法	自然公園法	自然環境 保 全 法
		法 指 定 年 月 日	最 終 区 域 指 定 年 月 日	地 域 指 定 年 月 日	森 林 計 画 期 間 始 期	区 域 指 定 年 月 日	法 指 定 年 月 日
長 島 町	(旧)東町	—	—	H 19. 1. 26	R 2. 4. 1	S 31. 7. 20	—
	(旧)長島町	—	—			S 31. 7. 20	—
湧 水 町	(旧)栗野町	S 26. 6. 1	☆ S 44. 5. 20	H 18. 7. 28	R 3. 4. 1	S 9. 3. 16	—
	(旧)吉松町	S 29. 10. 2	S 43. 12. 25			—	—
大 崎 町		S 29. 10. 2	H 10. 7. 10	S 45. 12. 18	R 5. 4. 1	S 30. 6. 1	—
東 串 良 町		—	—	S 47. 11. 20	R 5. 4. 1	S 30. 6. 1	—
錦 江 町	(旧)大根占町	S 11. 1. 24	☆ S 43. 8. 3	H 18. 1. 31	R 5. 4. 1	—	—
	(旧)田代町	—	—			S 52. 6. 1	S 50. 5. 17
南大隅町	(旧)根占町	H 16. 3. 30	H 16. 3. 30	H 25. 1. 25	R 5. 4. 1	S 39. 3. 16 S 52. 6. 1	S 52. 6. 1
	(旧)佐多町	—	—			S 39. 3. 16 S 52. 6. 1	S 50. 5. 17 S 52. 6. 1
肝 付 町	(旧)内之浦町	—	—	H 21. 3. 23	R 5. 4. 1	S 52. 6. 1	S 50. 5. 17 S 52. 6. 1
	(旧)高山町	S 32. 12. 28	☆ H 26. 10. 10			S 30. 6. 1	—
中 種 子 町		S 37. 3. 3	☆ S 37. 8. 22	S 45. 12. 18	R 3. 4. 1	—	—
南 種 子 町		S 42. 3. 16	S 42. 3. 31	S 45. 12. 18	R 3. 4. 1	—	—
屋久島町	(旧)上屋久町	S 36. 7. 19	H 28. 4. 1	H 25. 2. 19	R 3. 4. 1	S 39. 3. 16	—
	(旧)屋久町	S 29. 10. 2	H 28. 4. 1			S 39. 3. 16	S 50. 5. 17
大 和 村		—	—	S 48. 11. 5	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
宇 検 村		—	—	S 48. 11. 5	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
瀬 戸 内 町		S 34. 1. 14	☆ S 57. 7. 5	S 48. 11. 5	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
龍 郷 町		S 63. 8. 24	S 63. 8. 24	S 48. 11. 5	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
喜 界 町		S 51. 1. 28	H 30. 1. 19	S 46. 11. 12	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
徳 之 島 町		S 39. 9. 30	S 59. 4. 13	S 47. 11. 20	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
天 城 町		S 39. 9. 30	S 60. 1. 21	S 47. 11. 20	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
伊 仙 町		—	—	S 46. 11. 12	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
和 泊 町		S 51. 1. 28	☆ H 17. 3. 11	S 47. 11. 20	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
知 名 町		S 50. 9. 22	☆ S 50. 9. 22	S 47. 11. 20	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—
与 論 町		—	—	S 47. 11. 20	R 4. 4. 1	H 29. 3. 7	—

(注) 1 都市計画法の最終区域指定年月日欄の☆印は、用途地域指定都市である。最終区域指定年月日が2ある市町村は、行政区域内に独立した指定区域が2あることを示す。

曾於市（(旧)末吉町） H10.10.2 大隅都市計画区域 S44.5.20 末吉都市計画区域

2 森林法の森林計画は、南薩、北薩、始良、大隅、熊毛、奄美大島の6森林計画区で編成され、5年ごとに10か年計画を樹立することになっている。

3 自然公園法及び自然環境保全法の指定年月日が2ある市町村は、指定区域（地域）が2あることを示す。

4 始良市における農振法指定時期については、平成30年10月30日付けで旧市町村別の計画を統合している。

(2) 指定面積

(令和6年4月1日現在 単位: ha)

市 町 村 名		都 市 計 画 法		農 振 法		森 林 法		
		都市計画 区 域	市 街 化 区域及び 用途地域	農業振興 地 域	う ち 農用地区域	森 林	うち国有林	うち民有林
鹿 児 島 市	(旧)鹿児島市	29,021	8,378	30,030	2,809	30,422	3,185	27,237
	(旧)吉田町	650	55					
	(旧)桜島町							
	(旧)喜入町	2,905	94					
	(旧)松元町	3,171	271					
	(旧)郡山町	2,740	103					
鹿 屋 市	(旧)鹿屋市	16,991	1,142	34,552	9,134	22,869	7,251	15,618
	(旧)輝北町							
	(旧)串良町	5,304						
	(旧)吾平町	2,581	100					
枕 崎 市		3,429	479	5,941	1,738	3,385	33	3,352
阿 久 根 市		4,929	301	10,121	1,331	8,171	1,448	6,723
出 水 市	(旧)出水市	7,511	786	16,969	4,233	21,325	8,673	12,652
	(旧)野田町							
	(旧)高尾野町							
指 宿 市	(旧)指宿市	3,328	574	10,833	2,829	5,980	689	5,291
	(旧)山川町	1,971	71					
	(旧)開聞町	1,438						
西 之 表 市		1,000	347	17,301	3,825	12,233	1,299	10,934
垂 水 市		1,598	305	7,143	1,048	12,791	3,944	8,847
薩 摩 川 内 市	(旧)川内市	10,432	1,333	39,770	3,900	47,029	3,992	43,037
	(旧)樋脇町	3,205						
	(旧)入来町	859	82					
	(旧)東郷町	693						
	(旧)祁答院町							
	(旧)里 村							
	(旧)上甕村							
	(旧)下甕村							
	(旧)鹿島村							
日 置 市	(旧)東市来町	1,465	163	21,000	2,270	14,994	1,955	13,039
	(旧)伊集院町	3,470	546					
	(旧)日吉町							
	(旧)吹上町	2,927						

市 町 村 名		自 然 公 園 法				自然環境保全法			
		自然公園 区 域	うち特別 保護地区	う ち 特 別 地 域 (第1～3種)	う ち 普 通 地 域	自 然 環 境 保 全 地 域	う ち 自 然 環 境 保 全 地 域	う ち 特 別 地 区	う ち 普 通 地 区
鹿 児 島 市	(旧)鹿児島市	5,016.0	1,396.0	3,376.0	244.0				
	(旧)吉田町								
	(旧)桜島町	2,266.0	762.0	1,453.0	51.0				
	(旧)喜入町								
	(旧)松元町								
	(旧)郡山町								
鹿 屋 市	(旧)鹿屋市	1,470.0		545.0	925.0				
	(旧)輝北町								
	(旧)串良町								
	(旧)吾平町								
枕 崎 市		220.0		56.0	164.0				
阿 久 根 市		754.7		62.5	692.2				
出 水 市	(旧)出水市	202.7			202.7				
	(旧)野田町								
	(旧)高尾野町	156.0			156.0				
指 宿 市	(旧)指宿市	2,046.0		2,010.0	36.0				
	(旧)山川町	1,116.0		1,116.0					
	(旧)開聞町	1,910.0	219.0	1,578.0	113.0				
西 之 表 市									
垂 水 市		1,037.0		567.0	470.0				
薩 摩 川 内 市	(旧)川内市	1,325.6			1,325.6				
	(旧)樋脇町	31.2			31.2				
	(旧)入来町	1,626.3			1,626.3				
	(旧)東郷町	41.6			41.6				
	(旧)祁答院町	1,513.9		153.0	1,360.9				
	(旧)里 村	869.0		869.0					
	(旧)上甕村	1,522.0		1,522.0					
	(旧)下甕村	2,425.0	48.0	2,319.0	58.0				
	(旧)鹿島村	631.0	38.0	593.0					
日 置 市		1,357.0		646.0	712.0				

市 町 村 名		都 市 計 画 法		農 振 法		森 林 法		
		都市計画 区 域	市 街 化 区域及び 用途地域	農業振興 地 域	う ち 農用地区域	森 林	うち国有林	うち民有林
曾 於 市	(旧)大隅町	1,249	131	34,580	6,480	23,039	3,684	19,354
	(旧)財部町	1,534						
	(旧)末吉町	713	261					
霧 島 市	(旧)国分市	4,428	1,297	46,539	5,102	40,813	7,387	33,426
	(旧)溝辺町	1,328	206					
	(旧)横川町	1,763						
	(旧)牧園町	4,150						
	(旧)霧島町							
	(旧)隼人町	5,386	746					
いちき串木野市	(旧)福山町	1,449		6,194	641	6,891	1,260	5,631
	(旧)串木野市	2,077	600					
南さつま市	(旧)市来町	905	121	19,072	3,511	18,224	746	17,478
	(旧)加世田市	3,581	502					
	(旧)笠沙町	956						
	(旧)大浦町							
	(旧)坊津町							
志布志市	(旧)金峰町			23,290	5,830	15,706	4,361	11,346
	(旧)松山町	185						
	(旧)志布志町	2,340	569					
奄 美 市	(旧)有明町	526		8,422	2,109	24,140	3,001	21,139
	(旧)名瀬市	3,218	500					
	(旧)住用村							
南九州市	(旧)笠利町			28,069	9,844	18,735	2,042	16,693
	(旧)顥娃町	6,959	145					
	(旧)知覧町	4,561	100					
伊 佐 市	(旧)川辺町	3,400	254	22,817	5,363	27,794	12,885	14,909
	(旧)大口市	2,328	228					
始 良 市	(旧)菱刈町			18,200	1,305	15,534	824	14,710
	(旧)加治木町	1,135	615					
	(旧)始良町	5,944	1,216					
三 島 村				981	522	2,517		2,517
十 島 村				3,838	947	6,811		6,811
さつま町	(旧)蒲生町	1,088		19,460	2,808	21,472	5,697	15,776
	(旧)鶴田町	49						
	(旧)宮之城町	3,559	251					

市 町 村 名		自 然 公 園 法				自 然 環 境 保 全 法			
		自然公園 区 域	うち 特別 保 護 地 区	う ち 特 別 地 域 (第 1 ～ 3 種)	う ち 普 通 地 域	自然環境 保全地域	う ち 自 然 保 全 地 域	う ち 特 別 地 区	う ち 普 通 地 区
曾 於 市	(旧)大隅町								
	(旧)財部町								
	(旧)末吉町								
霧 島 市	(旧)国分市	6,435.0	659.0	3,008.0	2,619.0				
	(旧)溝辺町								
	(旧)横川町								
	(旧)牧園町								
	(旧)霧島町								
	(旧)隼人町								
	(旧)福山町								
いちき串木野市		264.0		115.0	149.0				
南 さ つ ま 市		5,119.0		960.0	4,159.0				
志 布 志 市	(旧)松山町								
	(旧)志布志町	171.1		171.1					
	(旧)有明町	48.5		48.5					
奄 美 市	(旧)名瀬市	13,225	2,453.0	10,431.0	341.0				
	(旧)住用村								
	(旧)笠利町								
南 九 州 市	(旧)顚娃町	416.0		108.0	308.0				
	(旧)知覧町								
	(旧)川辺町								
伊 佐 市	(旧)大口市	904.6			904.6				
	(旧)菱刈町	52.0			52.0				
始 良 市	(旧)加治木町								
	(旧)始良町	808.2		256.7	551.5				
	(旧)蒲生町	83.8		9.8	74.0				
三 島 村		2,150.0		1,178.0	972.0				
十 島 村		4,619.0		4,503.0	116.0				
さ つ ま 町	(旧)宮之城町	2,190.3			2,190.3				
	(旧)鶴田町	1,585.6			1,585.6				
	(旧)薩摩町	233.9			233.9				

市 町 村 名		都 市 計 画 法		農 振 法		森 林 法		
		都市計画 区 域	市 街 化 区域及び 用途地域	農業振興 地 域	う ち 農用地区域	森 林	うち国有林	うち民有林
長 島 町	(旧)東町			10,044	1,798	7,301	0	7,301
	(旧)長島町							
湧 水 町	(旧)栗野町	340	97	10,280	1,457	10,184	3,398	6,785
	(旧)吉松町	1,263						
大 崎 町		3,253		9,578	3,162	3,519	211	3,308
東 串 良 町				2,356	1,197	354	170	184
錦 江 町	(旧)大根占町	885	110	9,270	1,559	12,402	5,388	7,014
	(旧)田代町							
南大隅町	(旧)根占町	979		9,156	1,567	16,730	7,366	9,365
	(旧)佐多町							
肝 付 町	(旧)内之浦町			10,786	1,952	25,036	16,170	8,867
	(旧)高山町	3,857	163					
中 種 子 町		4,220	101	12,556	4,192	5,999	589	5,410
南 種 子 町		7,253		9,569	2,082	6,016	1,437	4,579
屋久島町	(旧)上屋久町	1,151		9,180	2,177	48,567	38,286	10,282
	(旧)屋久町	1,126						
大 和 村				2,885	300	8,008	608	7,400
宇 検 村				916	239	9,385	873	8,512
瀬 戸 内 町		439	97	5,862	694	20,681	1,691	18,990
龍 郷 町		1,922		2,533	420	6,582		6,582
喜 界 町		398		5,341	2,636	878		878
徳 之 島 町		459		6,195	2,929	5,504	1,490	4,014
天 城 町		1,651		6,008	3,290	3,447	1,749	1,698
伊 仙 町				5,710	2,450	1,583	514	1,069
和 泊 町		358	45	3,992	2,392	299		299
知 名 町		320	83	4,985	3,086	899		899
与 論 町				2,042	1,265	86		86
計		206,303	23,568	564,366	118,422	594,334	154,294	440,040

市 町 村 名		自 然 公 園 法				自然環境保全法			
		自 然 公 園 区 域	う ち 特 別 保 護 地 区	う ち 特 別 地 域 (第 1 ～ 3 種)	う ち 普 通 地 域	自 然 環 境 保 全 地 域	う ち 原 生 環 境 地 域	う ち 特 別 地 区	う ち 普 通 地 区
長 島 町	(旧) 東 町	951.0		951.0					
	(旧) 長 島 町	496.0		496.0					
湧 水 町	(旧) 栗野町	1,034.0		141.0	893.0				
	(旧) 吉松町								
大 崎 町		494.5		494.5					
東 串 良 町		232.7		232.7					
錦 江 町	(旧) 大根占町								
	(旧) 田代町	50.0		50.0		67.0		67.0	
南大隅町	(旧) 根占町	3,927.0	212.0	3,197.0	518.0	19.0		19.0	
	(旧) 佐多町					244.0		244.0	
肝 付 町	(旧) 内之浦町	697.0		475.0	222.0	276.0		160.0	116.0
	(旧) 高山町	92.1		92.1					
中 種 子 町									
南 種 子 町									
屋久島町	(旧) 上屋久町	13,811.0	4,850.0	8,896.0	65.0				
	(旧) 屋久町	10,755.0	2,819.0	7,936.0		1,219.0	1,219.0		
大 和 村		5,128.0	407.0	4,721.0					
宇 検 村		4,158.0	153.0	4,005.0					
瀬 戸 内 町		9,255.0	793.0	8,293.0	169.0				
龍 郷 町		2,579.0		2,461.0	118.0				
喜 界 町		974.0		352.0	622.0				
徳 之 島 町		3,171.0	781.0	2,383.0	7.0				
天 城 町		2,259.0	661.0	1,598.0					
伊 仙 町		692.0		381.0	311.0				
和 泊 町		52.0		52.0					
知 名 町		581.0		580.0	1.0				
与 論 町		122.0		121.0	1.0				
計		127,354.3	16,400.0	85,562.9	25,392.4	1,825.0	1,219.0	490.0	116.0

- (注) 1 市街化区域は、(旧)鹿児島市のみ。
- 2 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。
- 3 都市地域に係る曾於市((旧)末吉町)の面積は、2か所の指定区域の合計面積である。
(内訳) 都市計画区域：大隅都市計画区域 71, 末吉都市計画区域 713
用 途 地 域：大隅都市計画区域 10, 末吉都市計画区域 251
- 4 農業振興地域及び農用地区域は、「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査」による面積であり、令和5年12月31日時点のものである。
- 5 自然公園区域は令和4年4月12日現在のものである。

3 鹿児島県国土利用計画審議会

(1) 根拠

国土利用計画法第38条第1項、鹿児島県国土利用計画審議会条例

(2) 目的

国土利用計画法により、その権限とされた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する。

(3) 所掌事務

ア 国土利用計画の策定につき意見を述べること

イ 土地利用基本計画を定めるにつき意見を述べること

ウ 知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議すること

(4) 構成員 (任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日まで)

氏 名	役 職
松 里 保 廣	公益社団法人鹿児島県観光連盟会長
上 國 料 智 紀	鹿児島県農業協同組合中央会専務理事
木 場 由 美 子	鹿児島県農業委員会女性委員の会副会長
野 村 輝 明	鹿児島県森林組合連合会代表理事専務
岩 崎 芳 太 郎	鹿児島県商工会議所連合会会長
柿 元 ま ゆ み	鹿児島県商工会女性部連合会会長
西 み や び	随筆家
馬 場 美 紀 子	鹿児島県教育委員会教育委員
宮 本 旬 子	鹿児島大学大学院理工学研究科教授
木 方 十 根	鹿児島大学大学院理工学研究科教授
地 頭 蘭 隆	鹿児島大学名誉教授
島 津 忠 裕	鹿児島経済同友会副代表幹事
大 竹 信 子	公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会会員
牛 山 直 美	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会会員
下 鶴 隆 央	鹿児島市長（鹿児島県市長会）
池 上 滝 一	湧水町長（鹿児島県町村会）
宝 来 良 治	県議会議員（総合政策建設委員会）

(5) 開催状況（令和4年度及び令和5年度）

開 催 日	議 題
令和5年2月3日	令和4年度土地利用基本計画の変更
令和6年2月5日	令和5年度土地利用基本計画の変更

4 鹿児島県土地利用審査会

(1) 根拠

国土利用計画法第39条第1項、鹿児島県土地利用審査会条例

(2) 目的

国土利用計画法の規定により、その権限に属する事項を処理する。

(3) 所掌事務

ア 規制区域の指定、解除、減少が相当であることの確認

イ 規制区域における土地取引について、許可基準に該当するものとして知事が許可する場合に意見を述べること

ウ 規制区域における土地取引の不許可処分についての審査請求に対する裁決

エ 監視区域及び注視区域を指定、解除、減少しようとする場合に意見を述べること

オ 土地取引の届出に対して知事が勧告する場合に意見を述べること

(4) 構成員 (任期：令和4年10月24日～令和7年10月23日)

氏 名	役 職
小 関 正 信	鹿児島県弁護士会会員
大 吉 修 郎	公益社団法人鹿児島県不動産鑑定士協会会員
井 村 隆 介	鹿児島大学共通教育センター准教授
本 房 美 保	公益社団法人鹿児島県建築士会女性部会副会長
立 迫 眞 由 美	鹿児島県農業委員会女性委員の会副会長
野 村 輝 明	鹿児島県森林組合連合会代表理事専務
厚 ヶ 瀬 み ず	鹿児島県商工会女性部連合会理事

(5) 開催状況 (令和4年度及び令和5年度)

審査案件がなかったため、令和4年度及び令和5年度における開催実績はなかった。

5 土地利用基本計画

昭和59年10月24日	決 定
昭和60年 3月27日	一部改正
平成 4年 3月31日	一部改正
平成15年 3月18日	一部改正
平成20年 3月25日	一部改正

前 文

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、適正かつ合理的な県土の利用を図るため、国土利用計画（全国計画及び鹿児島県計画）を基本として策定した。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引の規制及び遊休土地に関する措置並びに土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、これらの規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

ア 基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活ができる環境を確保し、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

イ 県土の特性と県土利用をめぐる状況の変化

(ア) 県土の特性

本県は、我が国本土の最南端に位置し、地理的に南に開かれており、今後の発展可能性が大きい中国、韓国や東南アジア諸国に近接している。

県土の総面積は国土の約2.4パーセントに当たる約9,187平方キロメートルで、その広がり東西約272キロメートル、南北約600キロメートルとなっており、錦江湾を挟む薩摩・大隅の二大半島及び長島、甌島列島、草垣群島、宇治群島、種子島、屋久島、吐噶喇列島、奄美群島など200有余の島々からなっている。

本県は、南北約600キロメートルにも及ぶ広大な県土の中、桜島などの火山や変化に富んだ長い海岸線、世界自然遺産に登録された屋久島や、多様で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有し、希少種の生息・生育地である奄美群島等の島々、緑あふれる森林、豊富な温泉など多彩で豊かな自然に恵まれている。これら優れた自然との共生を目指した県土利用が求められている。

また、広大な農用地や森林などは、温暖な気候と相まって、優れた生産基盤をなしており、これらの計画的な整備や有効利用などを図ることが必要である。

一方、本県の地形は、山地や丘陵地などが県土の約7割を占め、河川は川内川等を除いてはいずれも幹川延長50キロメートル以下と短く、平野部は河口付近にややまとまっているほかは河川に沿って細長く分散分布しているにすぎない。

また、シラスなどの特殊土壌が県土に広く分布していることに加え、桜島など活発な活動を続けている火山があることなど自然災害を受けやすい特性をもっている。

このような地形的・地質的な特性に対しては、限られた土地の有効利用や県土保全施設の整備を図るとともに、森林等のもつ県土保全機能が高度に発揮されるように努める必要がある。

他方、本県は半島や離島を多く抱え、また、東京や大阪などの大都市圏からも遠く隔たっており、県民生活や産業活動を支えるための交通基盤の整備を図る必要がある。

(イ) 県土利用を巡る状況の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、これら県土の特性から生じる課題を踏まえつつ、さらに、次のような県土利用をめぐる状況の変化も考慮する必要がある。

a 少子・高齢化の進行により、本県も本格的な人口減少社会を迎えている。今後とも一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。

こうした状況下では、開発圧力が減少する一方、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行し、過疎化、高齢化が進行する農山漁村での荒廃農地をはじめとする低・未利用地等が増加するものと考えられる。

したがって、土地需要の調整、効率的利用の観点から県土の有効利用を図るとともに、農林漁業の生産拡充、自然環境の保全、災害防止等の県地から、農用地、森林等の無秩序な利用転換を抑制する必要がある。

b 他方、本県は、台風の常襲地域であることに加え、特殊土壌が県土に広く分布しているなど自然災害を受けやすい特性をもっている。

都市では、都市機能の集中やライフラインへの依存度の高まりによる被害の高次化・広域化のほか、急傾斜地・低地地域など自然災害の危険性のある地域への居

住地の拡大が懸念される。

農山漁村では、過疎化や高齢化の進行により耕作放棄地や適正に管理されていない森林が増加するなど県土資源の管理水準の低下が懸念される。

このような中で、災害から県民の生命や財産を守るため、災害に強い安全な県土づくりが求められている。

また、県民生活や経済活動による水質汚濁・悪臭、廃棄物の増大やダイオキシン類等有害な化学物質の発生などの身近な環境問題をはじめ、二酸化炭素等の排出による地球温暖化など地球規模の環境問題が顕在化している。このように我が国の国土が地球的規模の環境と密接に関係し、現在の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになってきた。

このような中で、県土の利用に当たっては、長期的な視点に立って、自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。

さらに、生活水準の向上、余暇時間の増大等を背景に、人々の価値観や生活スタイルの多様化の傾向が強まり、心の豊かさや自然とのふれあいに対する志向が高まっている。

人々のこのようなニーズに対応したゆとりとうるおいのある県土利用が求められている。

ウ 県土利用の基本的方向

県土の利用を計画するに当たっては、心豊かで快適な生活や創造性豊かな産業活動が展開され、様々な交流・連携が活発に行われるような場として県土の有効利用を図る必要がある。

このため、全体として地目間の土地利用転換の圧力が低下するという状況を県土利用の質的向上の機会としてとらえ、その推進を図るとともに、限られた県土利用の有効利用を図りつつ、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の調整を行うことによって、県土の魅力の総合的な向上を図るものとする。

(ア) 土地需要の調整

都市的土地利用については、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

また、国土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全

を進める。

さらに、農用地、森林、宅地等の相互間における土地利用の転換については、その転換後、復元させることが困難であること、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与えることなどを考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

(イ) 県土利用の質的向上

県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、次のような観点を基本として、その質的向上を図ることが重要である。

a 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本として、水系の総合的管理、県土面積の6割以上を占めている森林のもつ県土保全機能の向上等を図るとともに、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施するほか、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気や通信等のライフラインの多重化、多元化を確保することにより地域レベルから全県レベルまでのそれぞれの段階で県土の安全性を総合的に高め、災害を受けやすい本県の特性に適切に対応していく必要がある。

また、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう配慮する必要がある。

b 人と自然が共生する持続可能な県土利用

本県の恵み豊かで多彩な自然を将来世代に引き継ぐために、自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化、環境にやさしい農業生産の推進等を図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進めていく必要がある。

c ゆとりとうるおいのある県土利用

都市においては、土地利用の高度化等により、ゆとりある都市環境の形成を図り、農山漁村においては、地域の活性化を図りつつ、緑資源の確保、田園空間の整備を図る。

また、歴史的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた多様で個性ある景観の維持・形成・活用を進めるとともに、人々の余暇志向や自然とのふれあい志向へ適切に対応していく必要がある。

(ウ) 計画実現に当たっての配慮

これらの実現に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効か

つ適切な利用に配慮する必要がある。

(2) 土地利用の原則

土地利用は、別図の土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域ごとに、それぞれ次の原則に即して適正に行わなければならない。

なお、5地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、適正な土地利用を図るものとする。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発、整備、保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保及び形成並びに機能的な都市基盤の整備等に配慮しながら、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第2項の市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下同じ。）において、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保し、整備することを原則とする。

都市地域の細区分の土地利用については、次のとおりとする。

(ア) 市街化区域

市街化区域については、市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等良好な自然環境を形成しているもので都市環境上不可欠なものについては、積極的にその保護及び育成を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域

市街化調整区域（都市計画法第7条第3項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）については、市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、できるだけ都市的な利用の抑制に努めるものとする。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域のうち、用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域については、土地利用の現況に留意しながら、都市的な利用を認めるものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地であり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料の安定的供給を確保するための基

礎的資源であるとともに、県土及び自然環境の保全等の多面的機能を発揮していることにかんがみ、現況が農用地である土地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保し、整備することを原則とする。

農業地域の細区分の土地利用については、次のとおりとする。

(ア) 農用地区域

農用地区域内の土地については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、効率的な利用と生産性の向上を図るため、土地改良、農用地造成等の農業生産の基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農用地利用計画をいう。）において指定された用途以外に供されないようにするものとする。

(イ) 農用地区域以外の農業地域

農用地区域以外の農業地域内の土地のうち、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った土地については、農地等の転用に際して極力調整された計画等を尊重し、農業以外の土地利用計画との調整が整わない土地及び農業以外の土地利用計画の存しない土地については、農業的土地利用を優先して行うものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材等生産機能を有するとともに、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全のほか保健休養及び教育・文化的活動等の場としての公益的機能を通じて県民生活に深く結びついており、森林のもつ二酸化炭素の吸収機能などは地球環境問題の高まりとともに重視されていることにかんがみ、森林の機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図り、多様な森林づくりと資源の有効活用を目指すことを原則とする。

森林地域の細区分の土地利用については、次のとおりとする。

(ア) 保安林

保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項の保安林をいう。以下同じ。）については、保安林が県土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんが

み、適正な管理を行うとともに、原則として、他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 保安林以外の森林地域

保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、次に掲げる森林は極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養及び林業経営の安定に留意し、県土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の確保、自然環境の保全等に配慮して、周辺の土地利用との調整を図りながら行うものとする。

a 地域森林計画等（森林法第5条の地域森林計画及び同法第7条の2の森林計画をいう。以下同じ。）において、樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林

b 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

c 地域森林計画等において、公益的機能別施業森林の区域のうち、伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林として定められている森林

d 地域森林計画等において、更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林として定められている森林

e 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図ることを原則とする。

自然公園地域の細区分の土地利用については、次のとおりとする。

(ア) 特別地域

特別地域（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の特別地域をいう。以下同じ。）については、その指定の趣旨に即して、風致景観の維持を図るものとする。

(イ) 特別地域以外の自然公園地域

特別地域以外の自然公園地域については、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼす恐れのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図ることを原則とする。

自然保全地域の細区分の土地利用については、次のとおりとする。

(ア) 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域をいう。以下同じ。）については、その指定の趣旨にかんがみ、自然の推移にゆだねるものとする。

(イ) 特別地区

特別地区（自然環境保全法第25条第1項及び第46条第1項の特別地区をいう。以下同じ。）については、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(ウ) 原生自然環境保全地域及び特別地区以外の自然保全地域

原生自然環境保全地域及び特別地区以外の自然保全地域については、自然環境を保全するため、原則として土地の利用目的は変更しないものとする。

2 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち、2地域が重複する地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、3以上の地域が重複する地域においては次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域の土地利用の原則が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(5) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農用地区域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

イ 農用地区域以外の農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域の土地利用の原則が両立するよう調整を図っていくものとする。

(6) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域の土地利用の原則が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域の土地利用の原則が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域の土地利用の原則が両立するよう調整を図っていくものとする。

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

下表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮します。

別 表

公的機関の開発保全整備計画

計 画 名	事業目的	規模	位 置	計画主体	事業主体
鹿屋飛行場周辺地区緑地整備事業	鹿屋飛行場周辺の環境整備を図る。	72ha	鹿屋市田崎町及び野里町	九州防衛局	九州防衛局及び同局熊本防衛支局

【5地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針】

	5 地 域 区 分	都 市 地 域			農 業 地 域		森 林 地 域		自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域			
5 地 域 区 分	細区分 細区分	市用 街化途 区域地 域及び域	市 街化調 整区域	そ の 他	農 用地区 域	そ の 他	保 安 林	そ の 他	特 別 地 域	普 通 地 域	原生自然 環境域	保全 地区	特 別 地 区	普 通 地 区
都市地域	市街化区域及び 用 途 地 域													
	市街化調整区域	×												
	そ の 他	×	×											
農業地域	農 用 地 区 域	×	←	←										
	そ の 他	×	①	①	×									
森林地域	保 安 林	×	←	←	×	←								
	そ の 他	②	③	③	④	⑤	×							
自然公園 地 域	特 別 地 域	×	←	←	⑥	←	○	○						
	普 通 地 域	⑦	○	○	○	○	○	○	×					
自然保全 地 域	原生自然環境 保 全 地 域	×	×	×	×	×	×	○	×	×				
	特 別 地 区	×	×	×	←	←	○	○	×	×	×			
	普 通 地 区	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×		

【凡例】

- × : 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← : 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先するものとする。
- : 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図るものとする。
- ① : 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。
- ② : 原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- ③ : 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。
- ④ : 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤ : 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥ : 自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑦ : 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

6 遊休土地実態調査要領

昭和55年4月14日 制 定
平成19年6月1日 最終改正

1 目的

この調査は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第6章に規定する遊休土地に関する措置を適正かつ円滑に行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象地域

調査対象地域は、県内の全域とする。

3 調査時期

調査時期は、年1回5月から7月までとする。

4 調査内容

調査内容は、次のとおりとする。

(1) 一団の土地の抽出

法第14条第1項の許可又は法第23条第1項若しくは法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の届出に係る土地（都市計画法第58条の6第1項の規定による通知に係る土地を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものを届出台帳等から抽出する。

ア 調査年の前年の1月1日から12月31日までの間において次に掲げる日のいずれか早い日（以下「届出等処理日」という。）から2年を経過したもの

（ア）許可の日又は許可があったものとみなされた日

（イ）法第23条第1項の届出について勧告した日又は届出のあった日から3週間（法第24条第3項の規定により期間を延長した場合には、その延長した期間）を経過した日

（ウ）法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の届出について勧告若しくは勧告しない旨の通知をした日又は届出のあった日から6週間を経過した日

イ 次に掲げる面積要件に該当するもの

（ア）調査A

a 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域にあつては2,000㎡以上

b 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域（aに規定する区域を除く。）にあつては5,000㎡以上

c a及びbに規定する区域以外の区域にあつては10,000㎡以上

（イ）調査B

調査年の5月1日において規制区域又は監視区域が指定されている場合における当該区域内の土地で、法第28条第1項第1号イ又はロに規定する面積以上で、かつ、（ア）のaからcまでに規定する区域に応じそれぞれ（ア）のaからcまでに規定

する面積未満

(2) 利用現況調査表の作成

次の土地について所要事項を利用現況調査表（別記様式1）に記載する。

ア (1)により抽出された土地

イ 前年以前において一団の土地として抽出され、法第28条第1項第3号の要件に該当したが、同項第2号の期間要件を満たさないこととされた土地

(3) 未利用地要件の判定

(2)により利用現況調査表に記載された土地について、現地調査を行い、別紙「未利用地認定基準」に留意して利用状況を判定し、その結果を利用現況調査表（別記様式1）に記入する。さらに法第28条第1項第3号の要件に該当するか否かを判定し、その結果を利用現況調査表に記入する。

(4) 期間要件の確認

(3)により法第28条第1項第3号の要件に該当すると認定された土地について、不動産登記簿等により調査時における保有・転売の別及び法第28条第1項第2号の期間要件に該当するか否かを確認し、その結果を利用現況調査表に記入する。この場合において、数年にわたり取得された一団の土地については、4(1)イに掲げる面積要件を満たすこととなったときに同項第2号の取得があったものとして取り扱うこととする。

(5) 遊休土地調査票の作成等

ア (4)により法第28条第1項第2号の期間要件に該当すると確認された土地について、遊休土地等調査票（別記様式2）を作成する。

イ 前年の調査において継続検討とされた土地について、その後の状況の変化を調査し、その結果を既に作成済みの遊休土地等調査票に記入する。

附 則

- (1) この要領は昭和55年4月14日から施行する。なお、「本則遊休土地実態調査要領」（昭和53年7月制定、以下「旧要領」という。）は廃止する。
- (2) 旧要領に基づく一団の土地調査において抽出されたが、取得後3年を経過していないものとされた土地については、4(2)②に該当するものとして扱う。
- (3) 旧要領に基づく未利用地調査により未利用地として県に報告された土地については、4(5)①に該当するものとして、遊休土地等調査票を作成する。

附 則（平成5年5月13日）

- (1) この要領は、平成5年5月13日から施行する。
- (2) 一団の土地の抽出に関しては、届出等処理日が平成元年12月31日までのものについては、届出等処理日から3年を経過したものを、また届出が平成2年3月19日までに行われたものについては、法第23条第2項第1号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれ同号イからハまでに規定する面積要件に係るものを届出台帳等から抽出する。
- (3) 利用現況調査表の記載に関しては、届出が平成2年3月19日までに行われたものについては、法第28条第1項第2号の期間要件は3年として確認する。

附 則（平成 7 年 5 月 18 日）

この要領は、平成 7 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 3 日）

この要領は、平成 10 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 20 日）

この要領は、平成 12 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日）

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

別紙

未 利 用 地 認 定 基 準

遊休土地実態調査における未利用地の認定は、原則として下記 1 及び 2 により行うこととするが、下記 3 及び 4 のとおり法第 23 条若しくは法第 27 条の届出に係る土地の利用目的を勘案することとする。

記

1 未利用地の要件の認定基準と運用について

(1) 認定基準について

法第 28 条第 1 項又は法附則第 2 条第 1 項の規定により遊休土地である旨の通知を行う場合における両項第 3 号の要件（以下「未利用地」という。）の認定は、次のア又はイのいずれかに該当するものについて行うものとする。

ア その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他土地の利用方法として通常認められる用途のいずれにもまったく供されていないこと。

イ 何等かの用途に一応供されている土地（現に日常的な居住の用に供されている場合を除く。）で、当該土地に係る利用の程度が、その土地に建築物その他生産の用に供されている装置等（以下「建築物等」という。）が存する場合においては(ア)及び(イ)の要件に、その他の場合においては(イ)の要件に該当すること。

(ア) 建築物等がその構造又は工法等からみて明らかに仮設若しくは一時的な利用に供するためのものであると認められること。又は当該建築物等に係る敷地のその土地に占める割合が、法令による基準及び周辺地域における同一又は類似の用途に係る土地の利用程度からみて著しく狭小であること。

(イ) その土地又は土地に存する建築物等に係る整備の水準、使用の頻度又は管理の状態その他の利用の程度が、周辺地域における同一又は類似の用途に係る土地の利用の程度からみて著しく劣っていると認められること。

(2) 運用方針

上記(1)の認定基準の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 認定基準アは文字どおりいかなる用途にも全く供されていない状態を一般的に包括するものであり、その具体的事例の認定に当たっては、認定基準イと紛らわしい場合もあり得ると考えられるが、両者いずれであっても別段の差異はないものであるため、社会通念に従い、適宜判断するものとする。

イ 認定基準イは、何等かの用途に一応供されている場合であっても、その供され方が次の区分に応じて、それぞれ次の(ウ)又は(エ)に該当する場合には、これを「未利用地」として扱うべきものとする趣旨であるので、その認定に十全を期すること。

(ウ) 建築物等が存する場合

建築物等が①仮設のものであること②一時的な利用に供するものであること、又は③敷地が余りにも広大であること、のいずれかであり、かつ、その利用の程度が周辺地域の同一又は類似の用途に係る利用の程度からみて著しく劣っていること。

(エ) 建築物等が存しない場合（土地そのものを空間として利用する場合、樹木が成育している場合等）

その土地の整備の水準、使用の頻度、管理の状態その他の利用の程度が周辺地域の同一又は類似の用途に係る利用の程度からみて著しく劣っていること。

ウ 前記イに該当する場合であっても、その土地が現に日常的な居住の用に供されている限りにおいては、その供され方の如何を問わず「未利用地」として扱わないものとする。

2 法第28条第1項第3号の要件の認定に当たっては、その土地を含む近傍の土地における類似用途等について一般的又は標準的と認められる土地利用の形態又はその利用水準等を十分に比較衡量するとともに、次の点に留意して行うものとする。

(1) 建築物等が存する土地について、その敷地が広大であることをもって同号の認定を行う場合にあっては、建ぺい率、容積率又は生産敷地面積率（生産施設に係る土地の面積のその敷地面積に対する割合）等に関する建築基準法、工場立地法による基準等のおおむね10分の1前後を一応の目安とし、その地域の周辺の利用現況等を勘案して行うものとする。また、その土地について火薬類取締法、高压ガス取締法、電気事業法、ガス事業法又は石油パイプライン事業法等により土地の利用の程度等が制限されている場合にあっては、それらの基準と齟齬をきたさないよう、特に配慮すること。

なお、建築基準法による基準等が存しない場合又はその建築物等が特殊な用途に係るものであり、これらの基準等をそのまま採用することが不適当な場合等にあっては、周辺地域の同一又は類似の用途に係る土地の利用状況からみて、建築物等の敷地面積に対する割合が著しく狭小なものについて認定するものとする。

(2) 土地の利用の程度を判断するに当たって考慮すべき事由としての整備水準、使用頻度

及び管理状態等について、その具体的内容を例示すればおおむね次のとおりである。

ア 整備水準とは、駐車場における舗装、屋根等の有無又は運動場における整備の程度等をいうものであること。

イ 使用頻度とは、駐車場における経常的な駐車台数、資材置場における経常的な保管資材の量等をいうものであること。

ウ 管理状態とは、管理人の有無、運動場における芝生の手入れ状況等をいうものであること。

エ 山林等が森林経営の用として利用されているか否かについては、その樹種等の林況、その土地を取得した後における手入れの状態等を、その土地の所有者等の本来業務の性格等を踏まえつつ、総合的に考慮して判断すること。

3 法第23条若しくは法第27条の届出に係る土地の利用目的が地目転換を伴うものである場合においては、当該土地の存する地域の地域区分に関わらず、調査時点において、届出書に土地の利用目的として記載された用途に係る地目転換が行われていないときは、原則として未利用地であると認定するものとする。

4 法第23条若しくは法第27条の届出に係る土地の利用目的が、資産保有、現況宅地における都市的利用、現況山林について林業経営である場合等地目転換を伴うものでない場合及び上記3に掲げる土地で地目転換が行われている場合においては、上記1、2に示された基準により未利用地か否かの認定を行うものとする。

7 鹿児島県土地利用対策要綱

昭和49年12月24日

公報

改正 昭和59年8月15日

平成8年7月15日

平成9年3月31日

平成12年3月28日

平成13年5月1日

平成19年3月30日

平成31年3月29日

令和3年3月23日

鹿児島県土地利用対策要綱を次のように定めた。

鹿児島県土地利用対策要綱

鹿児島県土地利用対策要綱（昭和48年6月1日鹿児島県公告）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、開発行為の規制に係る法令の適用を受けない地域における開発行為の指導並びに大規模な開発行為に係る関係法令に規定する許認可等の事前審査としての土地利用に関し必要な指導及び調整を総合的に行うことにより、良好な地域環境の確保及び県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「開発行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 宅地を造成すること。
- (2) ゴルフ場を建設すること。
- (3) 土石を採取し、若しくは採掘し、又は鉱物を採掘すること。
- (4) 樹根を掘採すること。
- (5) その他前各号の行為に準ずる土地の区画形質を変更する行為

（協議）

第3条 鹿児島県内において1団1ヘクタール以上の面積の土地に係る開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、知事に土地利用協議書（別記第1号様式）を提出して知事と協議するものとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の許可、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条

の認可を必要とする開発行為で1団10ヘクタール未満の土地に係るものを行おうとする者については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、別表第1に掲げる開発行為には適用しない。

3 土地利用協議書には、事業計画書その他の別に定める図書を添付するものとする。

(経過)

第4条 土地利用協議書の提出は、協議の対象となる土地の所在する区域を所管する地域振興局又は支庁の長を経由してするものとする。

2 地域振興局又は支庁の長は、土地利用協議書を受領したときは、これに意見を付して知事に進達するものとする。

(承認又は中止勧告)

第5条 知事は、土地利用協議書を受領したときは、速やかに当該土地利用協議書について別表第2の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは土地利用を承認し、適合していないと認めるときは土地利用の中止を勧告するものとする。

2 前項の規定による土地利用の承認又は中止の勧告は、当該協議の対象となる土地の所在する市町村の長の意見を聴いて行うものとする。

(事業計画の変更協議)

第6条 前条第1項の規定による承認（以下「土地利用承認」という。）を受けた者は、事業計画書の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事に土地利用変更協議書（別記第2号様式）を提出して知事と協議するものとする。

2 第3条第3項、第4条及び前条の規定は、前項の土地利用変更協議書について準用する。この場合においてこれらの規定中「土地利用協議書」とあるのは「土地利用変更協議書」と読み替えるものとする。

(地位の承継)

第7条 土地利用承認を受けた者について、相続、合併又は分割（土地利用承認に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該土地利用承認を受けた者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により土地利用承認を受けた者の地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

3 土地利用承認を受けた者から当該土地の所有権その他の権利を取得した者は、知事の承認を受けて、当該土地利用承認を受けた者の地位を承継することができるものとする。

(開発協定)

第8条 土地利用承認を受けた者は、速やかに当該土地の所在する市町村の長とおおむね

別表第3に定める事項を内容とする開発協定を締結するよう努めるものとする。

- 2 土地利用承認を受けた者は、前項の開発協定を締結したときは、速やかにその写しを知事に送付するものとする。

(開発行為者に対する指導等)

第9条 知事は、土地利用承認を受けた者に対し、適切な指導を行い、必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができるものとする。

(非協力者に対する措置)

第10条 知事は、この要綱の規定に違反して開発行為を行つた者又は第8条第1項の規定に基づき締結した開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対し、報告又は資料の提出を求め、指導、勧告その他の必要な措置を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、土地利用対策の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年12月24日から実施する。
- 2 昭和49年12月24日前に改正前の鹿児島県土地利用対策要綱（以下「旧要綱」という。）第3の規定に基づいてなされた協議のうち当該協議に係る開発行為が同日以後においてもこの要綱第3条の規定による協議を必要とするものである協議は、同条の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 旧要綱第5の規定に基づく通知を受けた者に係る開発協定の締結、事業計画変更の手続、知事及び市町村長の行政指導並びに開発協定を履行しない場合の措置については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年8月15日）

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（平成8年7月15日）

この要綱は、平成8年7月15日から施行する。

附 則（平成9年3月31日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月1日）

この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

- 1 国及び地方公共団体が行う開発行為
- 2 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第14条に規定する法人が行う開発行為
- 3 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う開発行為
- 4 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 5 通常の管理行為
- 6 その他別に定める開発行為

別表第2

- 1 県及び市町村の土地利用に関する計画に適合し、かつ、地域発展上望ましいものであること。
- 2 関係法令に照らし適法であること。
- 3 公用又は公共の用に供する目的で行う事業の推進に支障を来さないものであること。
- 4 周辺地域の自然環境と調和し、かつ、自然保護及び環境保全を配慮したものであること。
- 5 災害防除、公害防止及び文化財保護のために必要な措置が講じられていること。
- 6 給排水施設、交通施設等が国及び地方公共団体等の既存の施設に著しい影響を与えないよう配慮されていること。
- 7 開発行為を行うために必要な資力及び信用力があること。

別表第3

- 1 事業計画の実施の時期、期間等に関する事項
- 2 自然環境の保全及び文化財の保護に関する事項
- 3 防災施設の先行的整備、開発行為に起因する災害発生の場合の補償及び災害発生の場合の復旧工事に関する事項
- 4 道路、水路、公園等公共施設若しくは公益的施設の整備及びこれらの施設の維持管理に関する事項
- 5 水源の確保、廃棄物の処理等に関する事項

- 6 当該土地の転売の禁止及び目的外への使用禁止に関する事項
- 7 開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事項

別記

第1号様式（第3条関係）

土 地 利 用 協 議 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県土地利用対策要綱に基づき協議します。

土 地 利 用 目 的					
所 在 地					
面 積 地 目		計	畑 山 林 その他	ha ha ha	田 原 野 ha
土 地 利 用 計 画	区 分	施設名	施 設 内 容	面積等	投資額
	主 要 施 設				
	土 地 取 得	着手年月日	平均 取得 価格 (m2当)		畑 田 山 林 原 野 宅 地 その他
		完了年月日			
	開 発 行 為	着手年月日			
		完了年月日			
参 考 事 項					
連 絡 先 , 担 当 者 電 話 番 号				担当者	
				TEL	

(注) 実測面積が分かっている場合は()書きで面積を記入すること。

第2号様式（第6条関係）

土 地 利 用 変 更 協 議 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県土地利用対策要綱に基づき協議します。

承認年月日			
土地利用の目的			
所在地			
変更事項	変更前	変更後	
変更理由			
その他参考事項			
連絡先、担当者 電話番号		担当者	
		TEL	

鹿児島県土地利用対策要綱事務処理要領

第1条 この要領は、鹿児島県土地利用対策要綱（昭和49年12月24日鹿児島県公報号外(2)登載。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第3条第3項に規定する別に定める図書等は別表第1に定めるものとする。
2 別表第1第1号に規定する事業計画書には、別表第2に定める事項を記載するものとする。

第3条 土地利用協議書の提出部数は正本1部、副本24部とする。ただし、知事が必要と認めるものは、提出部数を減じることができる。

第4条 要綱第4条第2項に規定する意見は、別記第1号様式により行うものとする。

第4条の2 要綱第5条第2項に規定する意見は、当該土地利用協議書が提出された地域振興局又は支庁の長に提出するよう求めるものとする。

第5条 土地利用承認を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、当該土地の開発行為に着手したときは開発行為着手届（別記第2号様式）を、開発行為がしゅん工したときは開発行為しゅん工届（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

第6条 要綱第6条第1項に規定する事業計画の変更協議を行う場合は、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 事業計画の変更に係る土地の面積が承認された計画面積の10パーセント以上になる場合又は10ヘクタール以上になる場合
- (2) 事業計画の変更が承認された計画に著しい影響を与えるおそれがあると思われる場合

2 開発行為者は、承認の内容について前項各号に掲げる変更以外の変更を行うときは、土地利用協議変更届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

第7条 要綱別表第1第6項に規定する別に定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法に規定する都市計画事業の施行としての開発行為
- (2) 都市計画法に基づいて行う市街化区域内における開発行為
- (3) 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行としての開発行為
- (4) 土地改良法に規定する土地改良事業の施行としての開発行為
- (5) 電気事業法に規定する一般送配電事業又は送電事業の用に供する電気工作物の設置等のために行う開発行為
- (6) 農業者等が農業経営の規模拡大のために行う開発行為
- (7) 国又は地方公共団体の施策に基づいて行う農業構造改善事業、林業構造改善事業、草地開発事業及びその他これらに類する事業の実施のために行う開発行為
- (8) 県又は鹿児島開発事業団が造成等をした地区内における開発行為
- (9) 鹿児島県地域振興公社が県の計画に基づき、又は農地保有合理化事業の実施のために行う開発行為

(10) その他公共又は公益のために行う開発行為で知事が必要と認めたもの

第8条 要綱第7条第2項の規定による届出は、地位承継届（別記第4号様式）により行うものとする。

2 前項の届出には、開発行為者の地位を承継したことを証する書類を添付するものとする。

第9条 要綱第7条第3項の規定により開発行為者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施工する権原を取得したことを証する書類、資力及び信用力があることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

第10条 開発行為者は、当該開発行為の施工により災害又は事故が発生したときは、速やかに、その旨、措置方法等を事故報告書（別記第6号様式）により、知事に提出するものとする。

附 則

1 この要領は、昭和49年12月24日から施行する。

2 鹿児島県土地対策要綱事務処理要領（昭和48年6月1日）は、廃止する。

附 則（平成8年7月11日）

この要領は、平成8年7月15日から施行する。

附 則（平成12年3月29日）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月15日）

この要領は、平成13年5月18日から施行する。

附 則（平成14年3月25日）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

(1) 事業計画書

(2) 土地利用調書（別記第7号様式）及び土地利用の権利を証する書類

- (3) 位置図（縮尺1/50,000以上）
- (4) 寄せ字絵図及び区域図
区域図（① 開発行為をしようとする区域，② それらの区域を明示するに必要な範囲内において県界，市町村界，市町村の区域内の町又は字の境界並びに③ ①の形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。）
- (5) 現況図及び現況写真
現況図（地形，現況，開発行為をしようとする土地の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (6) 利用計画図（切土，盛土，捨土等行為の形態別の実施区域の位置，法面の位置，施設又は工作物の種類毎の位置を示す図面）（縮尺1/500～1/3,000）
- (7) 各種施設設計図（建築物は概要図）（縮尺1/20～1/500）
- (8) 法面の断面図（法面の高さ，勾配，土質，施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）（縮尺1/50～1/100）
- (9) 排水系統図（縮尺1/500～1/3,000）
- (10) 用水系統図（縮尺1/500～1/3,000）
- (11) 防災施設設計図及び設計根拠（縮尺1/50～1/100）
- (12) 道路標準断面図（縮尺1/50～1/100）
- (13) 現況地盤の横断図及び完成後の横断図（縮尺1/50～1/100）
- (14) 現存植生図（縮尺1/500～1/3,000）
緑化計画平面図（残置し，又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (15) 起業者の経歴書，定款，役員名，主要株主一覧表，最近の決算諸表，鹿児島県税等の納税証明書及び事業の実績
- (16) その他必要な書類

別表第2

1 事業の目的，効果

簡潔に要領よく記入する。

2 用地の現況

施行地区の立地条件（現況地目，地形，地質，附近の公共施設，民家等の建築物及び交通路等）及び法令等に基づく地域指定の状況等について記入する。

土地を賃借する場合は，その旨を記入する。

3 事業計画

(1) 生産計画

生産品目ごとの計画生産量を記入する。

(2) 施設利用計画

地区内に建設する施設の概要，工期及び年次別計画並びに造成工事の方法，勾配，土砂の運搬経路及び防災工事対策等を記入する。

既設事業又は将来計画がある場合は，それらの事業との相互の関連性を明らかにした全体計画を記入する。

面積の単位は平方メートルとし、住宅地造成及び別荘分譲の場合は特に利用人口、総面積、分譲面積、区画の最大面積、最小面積及び平均面積を記入する。

なお、用途別面積を明記し、公共空地面積、公共空地率を記載する。

(3) 雇用計画

職種別雇用予定者数及び地元住民の雇用予定者数を記入する。

(4) 資金計画

ア 事業費

年度別に工事費の内訳を記入する。

事 項	年度	年度	年度
	千円	千円	千円
計			

イ 資金調達計画

事業に必要な資金の調達方法を記入する。借入金については、借入予定先を（ ）で記入する。

なお、それぞれを証する書面を添付すること。

事 項	年度	年度	年度
自 己 資 金	千円	千円	千円
借 入 金			
その他（権利金、入会金等）			
計			

4 附帯施設計画

(1) 道路計画

進入路の接続地点を明記し、幹線と支線とはそれぞれ区分し、幅員、延長、規模、構造、緑地帯、維持管理方法等を順次要領よくまとめて記入する。

(2) 用水計画

給水対象人口を推定し、地区内の1日最大必要量を算出する。

水源については、地下水、表流水、公共水道等を明確にし取水地点、取水量、取水方法、給水方法等を要領よくまとめて記入し、とくに簡易水道又は専用水道の場合は、水源を図面上に明記し、地区内の給水系統を明確にする。

なお、既得水利権者がある場合は、同意書の写しを別に添付すること。

(3) 排水計画

事業計画区域内及び関連する必要区域について、自然水（雨水）及び雑用水（生活污水）を区分し、排水系統を明確にして排水計画をたてるものとし、次の事項に留意する。

ア 流末処理については、事業計画区域のみでなく、区域外の流末についても、後日問題を生じないよう関係者と協議のうえ計画する。

なお、末端排水を道路側溝に導入しないように計画すること。

イ 排水量の算定は、地形その他周辺の状況により、それぞれの公式を用いるが、

降雨量は原則として10年確率100ミリメートル以上の降雨強度を使用し、排水施設は防災上十分な余裕を見込み安全な構造とする。

(4) 防災計画

地形、地質その他の状況を十分調査のうえ、下記に準拠して防災計画をたてるものとする。

なお、工事施工中の防災施設については、他の施設に先だって実施するものとする。

ア 基礎調査

計画区域内及び開発と関連のある区域において、設計の基礎とすべき事項について必要な調査と試験を行い、調査結果等を添付する。

イ 構造物等の安定計算

基礎調査に基づき、構造物及び切土、盛土箇所の安定計算を行い十分な工法とし、安定計算を添付する。

なお、軽微な構造物等で十分安全が確かめられるものについては、省略することができる。

ウ 土工計画

ア及びイに基づいて土工計画をたて、土量計算書を添付する。

(5) 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、廃棄物等の項目について、公害防止計画の概要、公害防止施設及び環境質・周辺の状態に関する検討等の公害防止に関する計画を具体的に記入する。

なお、し尿処理については、水質の項目の中で「し尿浄化槽にするか」又は「雑排水を合併にしたし尿処理施設にするか」を明らかにし、とくに施設の概要（方式、人員算定の計算式、放流先及び流末河川名並びにその利水状況、水質等）を明記する。ごみ処理については、廃棄物の項目の中で「市町村に依頼して処理するか」又は「自家焼却炉を設けて処理するか」を明らかにし、推定される処理量の算定結果を明記する。

(6) 温泉計画

温泉の需給計画について明記する。

(7) 現存植生保全計画及び緑化計画

計画地及びその付近の現存植生の概要を明らかにし、その保全計画、緑地及び道路法面等の植栽計画を明確にする。

5 施設の管理計画及び事業の運営方法

(1) 施設完成後の管理形態を明らかにする。

(2) レジャー施設にあっては、完成後の収支予測

6 その他

(1) 住民等関係者に対する離職、移転、代替地その他の補償対策

(2) 県内において所有（又は経営）する土地、施設（場所、面積、用途）又は土地分譲販売を行った実績、その利用実態及び計画

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

土 地 利 用 に 関 す る 意 見 書	
年 月 日	
地域政策課長 殿	
地域振興局長等	
から別添のとおり土地利用協議書が提出されたので、次のとおり意見を付して送付します。	
1 総合的意見	
2 個別的意見	
（保健衛生関係，農林関係，耕地関係，土木関係，交通関係，教育関係及びその他について順次記載する。）	

第 2 号様式（第 5 条関係）

開 発 行 為 着 手 届	
年 月 日	
鹿児島県知事	殿
住所 氏名	
〔 法人にあっては，主たる事務所の 所在地，名称及び代表者の氏名 〕	
に係る開発行為に着手したので届け出ます。	
記	
1 土地利用承認年月日及び承認番号	
2 事業予定地の所在地	
3 事 業 名	
4 着 手 年 月 日	
5 しゅん工予定年月日	
6 法（条例）に基づく開発行為に係る許認可証又はその写し	

第 3 号様式（第 5 条関係）

開 発 行 為 し ゅ ん 工 届	
年 月 日	
鹿児島県知事	殿
住所 氏名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
に係る開発行為がしゅん工したので届け出ます。	
記	
1 土地利用承認年月日及び承認番号	
2 事 業 名	
3 事業地所在地	
4 しゅん工年月日	

第 4 号様式（第 6 条関係）

土 地 利 用 協 議 書 変 更 届		
年 月 日		
鹿児島県知事	殿	
住所 氏名		
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕		
鹿児島県土地利用対策要綱第 5 条の規定により承認を受けた土地利用（変更）協議書を次のとおり変更するので届け出ます。		
記		
土地利用承認年月日 及 び 承 認 番 号		
土地利用の目的		
変更事項	変更前	変更後
変更理由		
変更後の完了 予定年月日		
その他参考事項		
備考 1 「変更事項」欄は、各事項別に対比できるように記載すること。 2 変更計画書及び関係図書を添付すること。		

第5号様式（第8条関係）

地 位 承 継 届		年 月 日
鹿児島県知事	殿	
		住所 氏名
		〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕
下記のとおり相続（合併・分割）による開発行為者の地位の承継があったので届け出ます。		
記		
1	土地利用承認年月日及び承認番号	
2	土 地 利 用 の 目 的	
3	所 在 地	
4	開発行為者の住所及び氏名	
5	承 継 年 月 日	
6	承 継 の 原 因	
注 開発行為者の地位を承継したことを証する書類を添付すること。		

第6号様式（第9条関係）

地 位 承 継 承 認 申 請 書		年 月 日
鹿児島県知事	殿	
		住所 氏名
		〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕
下記の土地利用承認について開発行為者の地位の承継の承認を受けたいので、鹿児島県土地利用対策要綱第7条第2項の規定により申請します。		
記		
1	土地利用承認年月日及び承認番号	
2	土 地 利 用 の 目 的	
3	所 在 地	
4	開発行為者の住所及び氏名	
5	承 継 の 原 因	
注 土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施工する権原を取得したことを証する書類、資力及び信用力があることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。		

第7号様式（第10条関係）

事 故 報 告 書	
年 月 日	
鹿児島県知事	殿
住所 氏名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
に係る開発行為の施工中、下記のとおり災害、事故が発生した ので報告します。	
記	
1	土地利用承認年月日及び承認番号
2	事 業 名
3	事故又は災害の内容
4	発 生 年 月 日
5	事故又は災害への処置内容
6	現 場 の 写 真

（注）各様式は、それぞれA4版縦長によるものとする。

土 地 利 用 調 書

事業者名（ ）

施工する土地の所在地	台 帳 地 目	現 況 地 目	(実測面積) 台 帳 面 積	前所有者名	取得年月日	取得価格	摘 要
総 計	└ 宅 地		(㎡)				
(以下内訳を記載)	└ 田						
	└ 畑						
	└ 山 林						
	└ 原 野						
	└ 採草地						
	└ 計						

(注) 1 法令に基づいて規制されているものがある場合は、「摘要」欄に記入すること。

2 「台帳面積」欄には、地目ごとに実測面積が分かれば、()で明記すること。

3 抵当権、質権、地上権、地役権が設定されている土地は、その旨「摘要」欄に明示すること。

4 土地を賃借する場合は「前所有者名」欄は「現所有者名」と、「取得年月日」欄は「賃借期間」と標題を改める。

一部分の土地についてのみ賃借する場合もこれに準じて記載し、「摘要」欄に「賃借地」と記入する。

8 大規模取引等事前指導要綱

〔 昭和49年12月24日 公 告 〕
〔 令和3年3月23日 最終改正 〕

(目的)

第1条 この要綱は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第14条第1項の許可の申請をしようとする者、法第23条第1項の規定による届出に係る土地売買等の契約をしようとする者又は法第27条の4第1項(法第27条の7第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をしようとする者(これらの者のうち土地に関する権利の移転又は設定を受けようとする者に限る。以下「申請者等」と総称する。)からの申出に対し、当該許可又は届出に係る事前の指導(以下「事前指導」という。)を行うことにより、法の適正かつ迅速な運用に資することを目的とする。

(事前指導の申出)

第2条 鹿児島県内の土地について、申請者等のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、当該許可の申請、契約又は届出を行う前に、事前指導申出書(別記第1号様式)を知事に提出して、その事前指導を受けることができる。

- (1) 面積が1団1ヘクタール以上の土地に係る法第14条第1項の許可を受けようとする者
- (2) 面積が1団5ヘクタール以上の土地に係る法第23条第1項の規定による届出に係る土地売買等の契約又は法第27条の4第1項の規定による届出をしようとする者
- (3) 前2号に規定する者以外の者で、次に掲げる土地に係る法第14条第1項の許可を受け、法第23条第1項の規定による届出に係る土地売買等の契約をし、又は法第27条の4第1項の規定による届出をしようとするもの

ア 1ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に規定する農用地区域又は2ヘクタール以上の農地若しくは採草放牧地を含む土地

イ 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林又は保安施設地区を含む土地

ウ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は鹿児島県自然環境保全条例(昭和48年鹿児島県条例第23号)に規定する特別地区を含む土地

エ 自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する特別地域又は県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)に規定する特別地域を含む土地

- 2 事前指導申出書には、事業計画書その他の別表に掲げる図書を添付するものとする。
- 3 事前指導申出書の提出部数は、正本1部及び副本19部とする。ただし、知事が必要と認める場合には、提出部数を減じることができる。

(指導)

第3条 知事は、事前指導申出書を受理したときは、法第16条第1項、第24条第1項、第27条の2、第27条の5第1項又は第27条の8第1項の要件に即して、申請者等に対し、所要の指導を行うものとする。

- 2 前項の規定による指導は、当該申出の対象となる土地の所在する市町村の長の意見を聴いて行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事前指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年12月24日から実施する。
- 2 昭和49年12月24日前に改正前の鹿児島県土地利用対策要綱（昭和48年6月1日公告）第3の規定に基づき提出された土地取得に係る土地利用協議書で、同日以後においてこの要綱第2条第1項に規定する者に該当する者に係るものは、同項の規定に基づき提出された事前指導申出書とみなす。この場合において、同要綱第2条第2項に規定する添付書類が不足するときは、知事は、当該不足する図書の提出を求めるものとする。

附 則（昭和53年3月27日）

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則（平成8年7月15日）

この要綱は、平成8年7月15日から施行する。

附 則（平成10年8月31日）

- 1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大規模取引等事前指導要綱第2条第1項の規定によりなされている事前指導の申出は、改正後の大規模取引等事前指導要綱第2条第1項の規定によりなされた事前指導の申出とみなす。

附 則（平成12年3月28日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月14日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

- 1 事前指導申出書に添付する図書は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 位置図（5万分の1以上）
 - (3) 地形図（5千分の1以上で土地及び附近の状況を明らかにしたもの）
 - (4) 土地利用調書（別記第2号様式）
 - (5) 地価に関する資料
 - (6) 寄せ字絵図
 - (7) 計画平面図

- (8) 現存植生図及び緑化計画平面図
- (9) 現況写真
- (10) 起業者の経歴書，定款，又はこれに相当する規約，役員名，主要株主一覧表，法人の登記簿謄本及び最近の決算諸表

2 前項第1号の事業計画書には，次の事項を記載するものとする。

- (1) 計画事業の概要
 - ア 事業内容
 - イ 建設費概算
 - ウ 計画地の法令による指定地域等の有無，名称及び面積
- (2) 道路計画の概要
 - 構造，幅員等について記載する。
- (3) 用水計画の概要
 - ア 取水方法
 - イ 給水対象人口及び給水量
- (4) 排水計画の概要
 - 排出先等について記載する。
- (5) 防災計画の概要
 - ア 防災施設の種類及び規模
 - イ 構造
- (6) 公害防止計画の概要
 - ア 発生すると思われる公害の種類
 - イ 公害防止の方法
- (7) 自然環境保全計画の概要
 - ア 現存植生保全計画
 - イ 緑化計画
- (8) 公共施設又は公益的施設の整備計画
 - ア 施設名及び規模
 - イ 完成後の管理方法
- (9) その他必要な事項

3 第1項第5号の地価に関する資料は，次のとおりとする。

- (1) 計画地の状況類似地区ごとの代表地の地目別の鑑定評価書
- (2) 地目別買収等予定価格
- (3) 立木，上物等の補償予定価格

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

事前指導申出書 令和 年 月 日 鹿児島県知事 殿 住所（所在地） 氏名（名 称） 大規模取引等事前指導要綱に基づき事前指導を申し出ます。			
土地利用目的			
所在地			
面積	計 畑 田 山 林 宅 地 原 野 その他		
設定権利の別	所有権，賃借権，地上権		
総地権者数	人		
地目別買収等 予定価格（㎡当）	畑	円～	円
	田	円～	円
	山 林	円～	円
	宅 地	円～	円
	原 野	円～	円
	その他	円～	円
連絡先	連絡先		
	担当者	電話	
（注） 面積は，公簿面積とする。実測面積が分かっているときは，括弧書で面積の欄に記載する。			

第2号様式（第2条関係）

土 地 利 用 調 書

事業者名（ ）

土 地 の 所 在 地	台 帳 地 目	現 況 地 目	(実測面積) 台 帳 面 積	所 有 者	摘 要
総 計	畑		(㎡)		
	田				
	山 林				
	宅 地				
	原 野				
	その他				
(以下内訳を記載)					

- (注) 1 法令に基づいて規制されているものがある場合は、当該法令名を「摘要」欄に記入すること。
- 2 「台帳面積」欄には、地目ごとに実測面積がわかれば、（ ）で明記すること。
- 3 抵当権、質権、地上権、地役権が設定されている土地は、その旨「摘要」欄に明示すること。
- 4 土地を賃借する場合及び一部分の土地についてのみ賃借する場合は、「摘要」欄に「賃借地」と記入すること。

9 鹿児島県土地対策委員会規程

昭和48年5月1日 訓令第12号
令和3年3月26日訓令第2号最終改正

鹿児島県土地対策委員会規程を次のように定める。

鹿児島県土地対策委員会規程

(設置)

第1条 県土の秩序ある開発の推進，良好な自然環境の保全等合理的な土地の利用に関し，必要な事項を調査審議し，及び調整するため，鹿児島県土地対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は，次のとおりとする。

- (1) 国土利用計画及び土地利用基本計画の策定に関すること。
- (2) 土地利用対策に必要な行政上の措置に関すること。
- (3) 土地利用に係る関係諸法令の運用調整に関すること。
- (4) その他土地利用対策上必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は，委員長及び委員をもつて組織する。

- 2 委員長は，副知事をもつて充てる。
- 3 委員は，別に定める職にある者をもつて充てる。

(職務)

第4条 委員長は，会務を統理し，会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき又は不在のときは，あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 委員会の事務を補助させるため，委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は，主任幹事及び幹事をもつて組織する。
- 3 主任幹事は，総合政策部地域政策課長をもつて充てる。
- 4 幹事は，別に定める職にある者をもつて充てる。
- 5 幹事会は，委員長の指示に基づき，主任幹事が招集する。
- 6 主任幹事は，幹事会を主宰する。
- 7 主任幹事は，必要があると認めたときは，関係職員に出席を求めることができる。

(研究部会)

第7条 幹事会に研究部会を置き、必要な案件について調査検討させることができる。

2 研究部会は、当該案件に関係のある職員のうちから、主任幹事が指名する者をもつて構成する。

(処置)

第8条 委員会は、会議において協議し決定した事項の処置について、事案に応じて関係部課に処理させる。

2 委員長は、必要と認めたときは、会議で協議した事項を庁議（県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和38年鹿児島県規則第59号）第1条の規定により設置された庁議をいう。）に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部地域政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月7日訓令第28号）

この訓令は、昭和48年12月7日から施行する。

附 則（昭和49年5月8日訓令第7号）

この訓令は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月24日訓令第20号）

この訓令は、昭和49年12月24日から施行し、第6条の改正規定及び第8条の改正規定中「企画部土地対策室」を「企画部土地対策課」に改める部分は、昭和49年7月25日から適用する。

附 則（昭和53年4月7日訓令第2号）

この訓令は、昭和53年4月7日から施行する。

附 則（昭和56年4月27日訓令第7号の3）

この訓令は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日訓令第11号）

この訓令は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月20日訓令第16号）

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月1日訓令第1号）

この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月24日訓令第9号）

この訓令は、昭和60年4月24日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日訓令第2号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年10月7日訓令第9号）

この訓令は、昭和63年10月7日から施行する。

附 則（平成3年3月29日訓令第6号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月20日訓令第5号）

この訓令は、平成4年4月20日から施行する。

附 則（平成6年4月27日訓令第6号）

この訓令は、平成6年4月27日から施行する。

附 則（平成8年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月30日訓令第4号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日訓令第8号）抄

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日訓令第17号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日訓令第 3 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日訓令第 8 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日訓令第 3 号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日訓令第 1 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第 2 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日訓令第 3 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県土地対策委員会運営要領

（要旨）

第 1 条 この要領は、鹿児島県土地対策委員会規程（昭和48年鹿児島県訓令第12号。以下「訓令」という。）第10条の規定に基づき、鹿児島県土地対策委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 訓令第 2 条第 2 号及び第 3 号に定める所掌事項は、原則として、次の各号に掲げるものとする。

- （1）国土利用計画法に規定する規制区域の指定等に関する事。
- （2）国土利用計画法に規定する許可及び届出に関する事。
- （3）大規模取引等事前指導要綱に規定する事前指導申出に関する事。
- （4）鹿児島県土地利用対策要綱に規定する土地利用協議に関する事。
- （5）土地利用に係る関係法令の運用調整に関する事。

（配布）

第 3 条 主任幹事は、国土利用計画法に基づく許可申請書若しくは届出書（大規模取引等事前指導要綱に基づく事前指導を受けたものを除く。）又は、大規模取引等事前指導要

綱に基づく事前指導申出書若しくは鹿児島県土地利用対策要綱に規定する土地利用協議書を受理したときは、速やかにその写しを各幹事に送付するものとする。

(意見)

第4条 幹事は、前条の許可申請書等の写しの送付を受けたときには、速やかに当該許可申請書等に対する意見を別記様式により主任幹事に報告するものとする。

(提案)

第5条 委員会又は幹事課の会議の案件は、当該案件を所管する委員又は幹事が提案するものとする。

2 前項に基づき案件を提案する場合は、委員会又は幹事会の前日までに必要な部数（委員会にあっては15部、幹事会にあっては40部）を主任幹事に提出するものとする。

(委員会)

第6条

委員会は、委員長が特に不必要と認めるものを除き、原則として幹事会において事前協議した案件で計画面積が10ヘクタール以上のものに限り審議するものとする。ただし、重要又は異例な案件については、この限りではない。

2 前項の委員長が特に不必要と認めるものとは、当該案件を所管する委員から委員長に計画の内容等を説明の上、委員長が特に問題がないと判断し、委員会に諮る必要がないと認めたものをいう。

3 委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、計画面積が5ヘクタール以上の案件に限り事前審議するものとする。

ただし、重要又は異例な案件については、この限りではない。

2 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。

(報告)

第8条 主任幹事は、委員会又は幹事会の結果を関係課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要領は、昭和49年12月24日から実施する。

2 鹿児島県土地対策委員会運営要領（昭和48年6月1日定め）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1(第6条関係)

総務部長
総合政策部長
観光・文化スポーツ部長
環境林務部長
保健福祉部長
子ども政策局長
商工労働水産部長
農政部長
土木部長
危機管理防災局長
教育長

別表第2(第7条関係)

総務部 学事法制課長, 市町村課長, 財政課長, 財政課財産活用対策室長
総合政策部 総合政策課長, デジタル推進課長, 離島振興課長, 交通政策課長,
観光・文化スポーツ部 P R 観光課長
環境林務部 環境林務課長, 廃棄物・リサイクル対策課長, 自然保護課長, 環境保全課
長, 森林経営課長, かごしま材振興課長, 森づくり推進課長
保健福祉部 保健医療福祉課長, 障害福祉課長, 生活衛生課長, , 高齢者生き生き推進
課長
子ども政策局 子育て支援課長, 子ども福祉課長
商工労働水産部 商工政策課長, 産業立地課長, エネルギー対策課長, 水産振興課長,
漁港漁場課長
農政部 農政課長, 農村振興課長, 農業経済課長, 経営技術課長, 農産園芸課長, 畜産
振興課長, 農地整備課長, 農地保全課長
土木部 監理課長, 監理課用地対策室長, 道路建設課長, 道路維持課長, 河川課長, 砂
防課長, 港湾空港課長, 都市計画課長, 建築課長, 建築課住宅政策室長
危機管理防災局 危機管理課長, 消防保安課長
教育庁 学校施設課長, 文化財課長

別記様式

国土利用計画法に基づく届出に対する意見書

年 月 日

地域政策課長 殿

課長

申 請 者 等 名

土 地 の 利 用 目 的

位 置

意 見 あり ☐ なし ☐

意見ありの場合

事 項		意 見
(法 24 条1 項)	①土地利用に関する計画に適合せず、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合	
	②土地利用に関する計画に適合しない場合	
(法 27 条の 2)	③公共施設又は公益的施設の整備予定から見て不適当な場合	
	④周辺の自然環境の保全上不適当な場合	
	⑤その他、適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要な場合	

大規模取引等事前指導要綱に基づく事前指導申出書に対する意見書

年 月 日

地域政策課長 殿

課（室）長

届 出 者 名

土地の利用目的

位 置

意 見 次表のとおり

項 目	名 称 等	適 合 性 等	理 由 又 は 意 見
所管業務との関連	有 無	適合, 不適合, 判断できぬ	
所管の土地利用計画との関連	区域内 名称 () 区域外	適合, 不適合, 判断できぬ	
所管の個別規制法令との関連	有 法令名 () 無		
(1) 規制対象について			
(2) 許可基準との適合性について	対象, 対象外, 適用除外		
ア 用途		適合, 不適合, 判断できぬ	
イ 規模		適合, 不適合, 判断できぬ	
ウ その他		適合, 不適合, 判断できぬ	
所管の公共施設又は公益的施設との関連	有 施設名 () 無	適合, 不適合, 判断できぬ	
(1) 整備予定について	有 { 事業名 年度 無		
(2) 許容量について	有 無		
周辺の自然環境保全との関連		適合, 不適合, 判断できぬ	
所管の公共事業計画との関連	有 { 事業名 年度 所在 区域内, 区域外 無	適合, 不適合, 判断できぬ	
その他			

(鹿児島県土地利用対策要綱に係る場合)

鹿児島県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議に対する意見書

年 月 日

地域政策課長 殿

課(室)長

協議者名

土地の利用目的

位 置

意見 次表のとおり

項 目	名 称 等	適 合 性 等	理 由 又 は 意 見
所管業務との関連	有 無	適合 不適合 判断できぬ	
所管の土地利用計画との関連	区域内 名称 () 区域外		
所管の個別規制法令との関連	有 法令名 () 無		
(1) 規制対象について	対象 対象外 適用除外		
(2) 許可基準との適合性について		適合 不適合 判断できぬ	
所管の公共施設又は公益的施設との関連	有 施設名 () 無	適合 不適合 判断できぬ	
周辺の自然環境保全との関連		適合 不適合 判断できぬ	
設計等について		適合 不適合 判断できぬ	
その他			

(注) 添付書類等について指示又は補正すべきものがあるときは、その旨を「理由又は意見」の欄に記すこと。

10 国土利用計画法関連許認可，届出事務一覧表（令和6年4月1日以降）

法令等の名称	許認可，届出の名称（関連条項）	許認可，届出を必要とする対象行為
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の許可，届出 （法14条，23条，27条の4，27条の7）	届出の場合 一団の面積が下記以上の場合 ・ 都市計画法の市街化区域内… 2,000㎡ ・ 上記以外の都市計画区域内… 5,000㎡ ・ その他の区域……………10,000㎡ 契約締結後（契約日を含む。），2週間以内に届け出なければならない。
大規模取引等事前指導要綱	事前指導の申出（任意制）	次のいずれかの土地に係る国土利用計画法23条1項の届出に係る土地売買の契約を行おうとする者のうち希望する者 ・ 一団5ha以上の土地取得 ・ 1ha以上の農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む土地取得 ・ 2ha以上の農地又は採草放牧地を含む土地取得 ・ 森林法に規定する保安林又は保安施設地区を含む土地取得 ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は県自然環境保全条例の特別地区を含む土地取得 ・ 自然公園法の特別地域又は県立自然公園条例の特別地域を含む土地取得
鹿児島県土地利用対策要綱	土地利用協議	一団1ha以上の開発行為 ただし，森林法若しくは都市計画法の開発行為の許可又は，採石法若しくは砂利採取法の認可を必要とする開発行為については，一団10ha以上の開発行為
ゴルフ場建設に関する取扱い方針	事前指導申出又は土地利用協議	ゴルフ場建設規模が下記の場合の土地取得又は開発行為 ・ 18ホール以上で，1ホール当たりの平均距離100m以上 ・ 9ホール以上18ホール未満で，1ホール当たりの平均距離150m以上 〔受理方法〕 ・ 新設については，1市町村1ゴルフ場 ・ 増設については，昭和60年10月以前に開場しているゴルフ場に限り1回，9ホール以下
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン	風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインの基準に関する協議（ガイドライン4(1)）	出力規模の合計（増設する場合は，増設後の一団の合計）が1,000kw以上の風力発電施設の建設等

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
届出者 ↓ 市町村 ↓ 地域政策課	地域政策課 土地利用係	大規模取引等については，国土利用計画法の届出前に事前指導を受けることができる。
届出者 ↓ 地域政策課	地域政策課 土地利用係	1 土地利用計画法23条の届出補完 2 規模が10ha以上の場合は，土地対策委員会の審議が必要
協議者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 地域政策課 （市町村長意見の聴取）	・ 地域政策課 土地利用係 ・ 地域振興局・支庁 総務企画課	規模が10ha以上の場合は，土地対策委員会の審議が必要
事前指導及び土地利用協議と同様	地域政策課 土地利用係	大規模取引等事前指導要綱及び鹿児島県土地利用対策要綱の補完
事業者 ↓ エネルギー対策課 関係市町村※	エネルギー対策課 エネルギー供給推進係	景観上の影響予測について，あらかじめ協議が必要 ※ 関係市町村長へ協議書類の写しを提出

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許 認 可 ， 届 出 を 必 要 と す る 対 象 行 為
環境影響評価法	環境影響評価の実施 (法12条)	環境影響評価を実施する第1種事業及び下記第2種事業 で環境影響評価を行う必要があると判定された事業
		環境影響評価を実施するかを判定する第2種事業
鹿児島県環境影響評価条例	環境影響評価の実施 (条例13条)	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として条例 で定める事業
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	一般廃棄物処理業の許可 (法7条)	一般廃棄物処理業（収集運搬業，処分業）
	一般廃棄物処理施設の設置許可 (法8条)	一般廃棄物処理施設の設置
	産業廃棄物処理業の許可 (法14条第1項， 法14条の4第1項)	産業廃棄物処理業（収集運搬業）
	産業廃棄物処理業の許可 (法14条第6項， 法14条の4第6項)	産業廃棄物処理業（処分業）
	産業廃棄物処理施設の設置許可 (法15条)	産業廃棄物処理施設の設置
鹿児島県産業廃棄物等の 処理に関する指導要綱	産業廃棄物処理施設等の 設置及び県外産業廃棄物 の搬入に係る事前協議	産業廃棄物処理施設の設置（法15条） 産業廃棄物処分業の用に供する施設の設置 一般廃棄物処理施設の設置（法8条）
		県外産業廃棄物の搬入

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
事業者 ↓ 環境林務課・市町村	環境林務課 企画調整係	環境影響評価の各段階で書類の提出先が異なる場合があるので，事前に環境林務課に確認すること。
事業者 ↓ 免許等大臣等		
事業者 ↓ 環境林務課・市町村	環境林務課 企画調整係	
申請者 ↓ 市町村	各市町村 環境担当課	
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・ 廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課〔鹿児島，熊毛のみ〕	1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は，鹿児島市長の許可
申請者 (住所が鹿児島市・県外の場合) ↓ 地域振興局・支庁 (廃棄物・リサイクル対策課)	・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課〔鹿児島，熊毛のみ〕 ・ 廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係	1 申請者住所が鹿児島市以外の県内である場合，所管の地域振興局等が申請先 2 申請者住所が鹿児島市又は県外である場合，廃棄物・リサイクル対策課が申請先 注 上記1，2の場合においても，鹿児島市内に積替保管場所がある場合は，併せて鹿児島市長の許可が必要
申請者 ↓ 地域振興局・支庁※ ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・ 廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課〔鹿児島，熊毛のみ〕	1 産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する地域振興局等が申請先 ※ 産業廃棄物処理施設が複数ある場合は，主たる処理施設の所在地を管轄する地域振興局等 2 産業廃棄物処理施設が移動式の場合，申請者の住所を管轄する地域振興局等（申請者の住所が鹿児島市又は県外の場合，廃棄物・リサイクル対策課）が申請先
申請者 ↓ 地域振興局・支庁※ ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・ 廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課〔鹿児島，熊毛のみ〕	1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は，鹿児島市長の許可 ※ 施設の設置場所を管轄する地域振興局等が申請先 ※ 施設が移動式である場合，廃棄物・リサイクル対策課が申請先
協議者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	・ 廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係，産業廃棄物係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課〔鹿児島，熊毛のみ〕	鹿児島市内に施設を設置する場合は，鹿児島市長に協議
協議者 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係	鹿児島市内への搬入については，鹿児島市長に協議

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許 認 可 ， 届 出 を 必 要 と す る 対 象 行 為
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例	自然環境保全地域内での行為の許可，届出 (法17条，25条，28条) (条例15条～17条)	原生自然環境保全地域，自然環境保全地域及び県自然環境保全地域内の工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行為
	開発行為の届出 (条例24条)	自然環境保全地域，自然公園，農用地区域等に含まれない地域での1haを超える土地の開発等の一定の行為
自然公園法 県立自然公園条例	自然公園内での行為の許可，届出 (法20条，21条，33条)(条例18条，20条)	国立公園，国定公園及び県立自然公園内の工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行為
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内での行為の許可 (法29条の7)	鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行為
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の許可・届出 (法37条，39条)	生息地等保護区(管理地区・監視地区)内の工作物の設置，土地の形状変更等の一定の行為
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物捕獲等の許可 (条例12条)	開発行為等に伴う指定希少野生動植物の捕獲や移植等の行為
水質汚濁防止法	特定施設の設置の届出 (法5条)	特定施設の設置 ・ 豚房50㎡，牛房200㎡，馬房500㎡以上の施設 ・ 畜産食料品製造業 等

許認可，届出申請書の 進達経路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
※ 自然環境保全法 申請者 ↓ 環境省九州地方環境事務所	環境省 九州地方環境事務所	
※ 県自然環境保全条例 申請者 ↓ 自然保護課	自然保護課 自然公園係	
届出者 ↓ 自然保護課	自然保護課 自然公園係	行為着手の30日前までに届出
申請者 ↓ 市町村 ↓ 自然保護課 (地域振興局・大島支庁) ↓ 申請者 ↓ 環境省九州地方環境事務所 環境省沖縄奄美自然環境事務所	・ 地域振興局 建設総務課 ・ 大島支庁 総務企画課 ・ 自然保護課 自然公園係 ・ 環境省 九州地方環境事務所 ・ 環境省 沖縄奄美自然環境事務所	1 許可等は，行為内容により，権限庁が異なる。 2 地域振興局は，国定公園又は県立自然公園内の土石の採取に係る許可等に限る。 3 大島支庁は奄美群島国立公園に係る許可等に限る。 4 環境省権限に係る許可申請・届出については，県・市町村を経由せず，環境省九州地方環境事務所，同省沖縄奄美自然環境事務所（奄美群島）に直接行う。
申請者 ↓ 自然保護課	自然保護課 野生生物係	国指定にあつては，環境省九州地方環境事務所，同省沖縄奄美自然環境事務所（奄美群島）へ申請（環境大臣の許可）
届出者 ↓ 環境省九州地方環境事務所 環境省沖縄奄美自然環境事務所	・ 環境省 九州地方環境事務所 ・ 環境省 沖縄奄美自然環境事務所	行為着手の30日前までに届出（監視地区）
申請者 ↓ 自然保護課	自然保護課 野生生物係	
届出者 ↓ 地域振興局・支庁 ※ただし，届出地が屋久島町，徳之島町，伊仙町，天城町，和泊町，知名町，与論町の場合は県環境保全課に届出	・ 環境保全課 水質係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課	1 工事着手等の60日前までに届出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許 認 可 ， 届 出 を 必 要 と す る 対 象 行 為
土壤汚染対策法	土地の形質変更の届出 (法4条)	法4条に該当する土地の形質変更
大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置の届出 (法6条)	ばい煙発生施設の設置
	揮発性有機化合物排出施設設置の届出 (法17条の5)	揮発性有機化合物排出施設の設置
	一般粉じん発生施設設置等の届出 (法18条)	一般粉じん発生施設の設置
	解体等工事に係る調査結果の報告 (法18条の15第6項)	・ 建築物を解体する作業を伴う建設工事(当該作業対象の床面積80㎡以上) ・ 建築物の改造又は改修する作業を伴う建設工事(当該作業の請負代金100万円以上) ・ 特定工作物の解体・改造・補修する作業を伴う建設工事(当該作業の請負代金100万円以上)
	特定粉じん排出等作業の実施の届出 (法18条の17)	特定粉じん排出等作業の実施
	水銀排出施設の設置の届出 (法18条の28)	水銀排出施設の設置
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者等の選任届出 (法3条～6条)	製造業，電気供給業，ガス供給業，熱供給業に属する事業の用に供し，公害防止組織法施行令で定める一定規模以上の排出量等(排出ガス，排出水等)を有する特定工場における公害防止管理者等の選任
騒音規制法	特定施設設置の届出 (法6条)	特定施設の設置
	特定建設作業実施の届出 (法14条)	特定建設作業の実施
振動規制法	特定施設設置の届出 (法6条)	特定施設の設置
	特定建設作業実施の届出 (法14条)	特定建設作業の実施

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
届出者 ↓ 環境保全課	環境保全課 水質係	1 行為着手の30日前までに届出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出
届出者・報告者 ↓ 環境保全課	環境保全課 大気係	1 工事着手等の60日前までに提出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 1 工事着手等の60日前までに提出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 1 工事着手等の前に提出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 1 調査を行った後，遅滞なく報告 2 鹿児島市内については，鹿児島市長に報告 3 調査結果の報告は原則として，石綿事前調査結果報告システムにおいて行うこと 1 作業開始の14日前までに提出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 1 工事着手等の60日前までに提出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出
届出者 ↓ 環境保全課	環境保全課 環境管理係	1 選任した日から30日以内に届出 2 鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出 3 騒音規制法・振動規制法関係の特定施設のみが設置されている工場の場合は，各市町村長へ提出
届出者 ↓ 市町村	各市町村 環境保全担当課	工事着手等の30日前までに届出 作業開始の7日前までに届出
届出者 ↓ 市町村	各市町村 環境保全担当課	工事着手等の30日前までに届出 作業開始の7日前までに届出

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法 律	環境への排出量・移動量 等の把握及び届出 (法5条)	届出対象事業者の要件 (1)業 種 製造業, 下水道業, 石油卸売業等24業種 (2)事業者規模 常用雇用者数21人以上 (3)対象化学物質 第一種指定化学物質 515物質 特定第一種指定化学物質 23物質 (4)年間取扱量 第一種指定化学物質 1 トン以上の事業所 (特定第一種指定化学物質は0.5トン以上) 又は特別要件を満たす施設がある事業所 (法施行令1条, 3条, 4条)
鹿児島県公害防止条例	ばい煙に係る特定施設設 置の届出 (条例17条)	ばい煙に係る特定施設の設置
	粉じんに係る特定施設設 置の届出 (条例27条)	粉じんに係る特定施設の設置
	騒音に係る特定施設設置 の届出 (条例33条)	騒音に係る特定施設の設置
	特定建設作業実施の届出 (条例40条)	特定建設作業実施の届出
	悪臭に係る特定施設設 置の届出 (条例27条)	悪臭に係る特定施設の設置
	汚水に係る特定施設設 置の届出 (条例17条)	汚水に係る特定施設の設置
	工場等の新增設の協議 (条例16条)	1 カドミウム及びその化合物若しくは鉛及びその化合物 を含むばい煙を排出する施設を設置しようとする工場等 2 カドミウム及びその化合物, 鉛及びその化合物, 六価ク ロム化合物, 砒素及びその化合物又は水銀及びアルキル水 銀その他水銀化合物を含む汚水又は廃液を排出する施設 を設置しようとする工場等 3 総排出ガス量20万m ³ /h以上(0℃, 1気圧)又は総排 出水量1万m ³ /日の施設を設置しようとする工場等
ダイオキシン類対策特 別措置法	特定施設の設置の届出 等 (法12条等)	廃棄物焼却炉(火床面積:0.5m ² 以上又は焼却能力: 50kg/時間以上) (法施行令別表第1)
		1 大気基準適用施設 アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉, 溶解炉及び乾燥炉など4施設 (法施行令別表第1) 2 水質基準適用施設 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供 する塩素又は塩素化合物による漂白施設など19施設 (法施行令別表第2)

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
届出者 ↓ 環境保全課 ↓ 国	環境保全課 環境管理係	鹿児島市内については，鹿児島市長へ届出
届出者 ↓ 環境保全課	環境保全課 大気係	工事着手等の60日前までに届出 ※ 鹿児島市については，市条例に基づく届出について市と協議
		工事着手等の30日前までに届出 ※ 鹿児島市については，市条例に基づく届出について市と協議
		工事着手等の30日前までに届出 ※ 鹿児島市，鹿屋市，西之表市，薩摩川内市，日置市，南さつま市，奄美市については，各市条例に基づく届出について市と協議
		作業開始の7日前までに届出 ※ 鹿児島市については，市条例に基づく届出について市と協議
		工事着手等の30日前までに届出 ※ 鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，南さつま市，奄美市については，各市条例に基づく届出について市と協議
届出者 ↓ 地域振興局・支庁 ※ただし，届出地が屋久島町，徳之島町，伊仙町，天城町，和泊町，知名町，与論町の場合は県環境保全課に届出	・ 環境保全課 水質係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課	工事着手等の60日前までに届出
協議者 ↓ 環境保全課	環境保全課 大気係 水質係	工事着手等の1年前までに届出
※ 廃棄物焼却炉 届出者 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係	工事着手等の60日前までに届出 ※ 鹿児島市内での設置については，鹿児島市長へ届出等
※ 廃棄物焼却炉以外 届出者 ↓ 環境保全課	環境保全課 環境管理係	

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
鹿児島県福祉のまちづくり条例	特定公共的施設の新築等の届出 (条例20条)	規則で定める特定公共的施設の新築, 新設, 増築, 改築, 大規模な修繕, 大規模な模様替又は用途の変更 〔例： 医療施設, 集会施設, 物品販売施設, 公衆浴場, 飲食施設, サービス施設等で用途面積300㎡以上のもの〕 【特定公共的施設】 ①建築物 ②公共交通機関の施設(建築物に限る) ③公園等 ④建築物以外の路外駐車場

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
①建築物 ②公共交通機関の施設 （建築物に限る） ※ 鹿児島市，鹿屋市， 薩摩川内市，霧島市 （ただし，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市について は，法6条1項4号（令和7年4月1日以降は 「建築基準法施行令第148条第1項第1号又は 第2号」）に掲げる建築物の届出のみ） 届出者 ↓ 市 ※上記以外の場合 届出者 ↓ 地域振興局・支庁	・ 鹿児島市 障害福祉課 ・ 鹿屋市 建築住宅課 ・ 薩摩川内市 建築住宅課 ・ 霧島市 建築指導課 ・ 地域振興局 建設部土木建築課 ・ 支庁 建設課	
③公園等 届出者 ↓ 各担当課	公園の種別により ・ 都市計画課 ・ 子育て支援課 ・ 港湾空港課	
④建築物以外の路外駐車場 届出者 ↓ 市町村	各市町村担当課	

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
温泉法	温泉掘削の許可 (法3条) 温泉の増掘，動力装置の許可 (法11条)	温泉の掘削，増掘，動力の装置
墓地，埋葬等に関する法律	墓地等の経営等の許可 (法10条)	墓地・納骨堂等の経営
化製場等に関する法律	動物の飼養又は収容の許可等 (法9条)	市町村長が指定する区域内において，政令で定める種類の動物の飼養又は収容のための施設で，当該動物の種類毎に条例の定める数以上に飼養し，又は収容しようとする場合 ・牛…1頭 ・馬…1頭 ・豚…1頭 ・めん羊…4頭 ・やぎ…4頭 ・犬…10頭 ・鶏（ふ化後30日未満のひなを除く。）…100羽 ・あひる（ふ化後30日未満のひなを除く。）…50羽
水道法	水道事業の認可 (法6条)	水道事業を經營しようとする者
	専用水道の確認 (法32条)	専用水道の布設工事
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設又は変更に関する届出 (法5条1項，6条，2項，附則5条1項)	小売店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗を新設しようとする場合又は当該届出に係る事項について変更しようとする場合
採石法	採石業者の登録 (法32条)	採石業を行おうとする者
	採取計画の認可 (法33条)	岩石の採取を行おうとする者

許認可，届出申請書の 進達経路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
申請者 ↓ 保健所 ↓ 生活衛生課	生活衛生課 温泉営業係	温泉掘削・増掘・動力装置許可については，県環境審議会の意見聴取が必要
申請者 ↓ 市町村	各市町村 墓地担当課 (主に環境担当課)	
申請者 ↓ 市町村	各市町村 化製場担当課 環境衛生担当課 農政担当課	
申請者 ↓ 保健所 ↓ 生活衛生課	生活衛生課 水道	
申請者 ↓ 市町村	各市町村 専用水道所轄課	
届出者 ↓ 商工政策課	商工政策課 商工振興班	届出から８か月を経過した後でなければ，当該届出に係る大規模小売店舗の新設又は変更をしてはならない。 ※ただし，県が８か月以内に，大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境保持の見地からの意見を有しない旨を通知した場合を除く。
申請者 ↓ 商工政策課	商工政策課 鉦政班	
申請者 ↓ 商工政策課・大島支庁	・ 商工政策課 鉦政班 ・ 大島支庁 総務企画課	

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
砂利採取法	砂利採取業者の登録 (法3条)	砂利採取業を行おうとする者
	採取計画の認可 (法16条)	砂利採取を行おうとする者
工場立地法	工場，事務所の新設，増設 の届出 (法6条，8条)	一定規模以上の工場又は事業所の新設，増設 敷地面積：9,000㎡以上 建物面積：3,000㎡以上
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備 計画変更の申出 (法13条)	農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農 用地利用計画の変更
農地法	農地等の耕作目的のた めの権利移動の制限 (法3条)	農地又は採草放牧地について耕作目的で，所有権を移転 し，又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し，若しくは移転 しようとする場合
	農地転用の制限 (法4条)	農地を農地以外にする場合（権利移動を伴わない場合）

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
申請者 ↓ 商工政策課	商工政策課 鉦政班	
※ 河川・海 申請者 ↓ 地域振興局・支庁	・ 河川課 管理係 ・ 地域振興局 建設総務課 ・ 支庁 建設課	
※ 河川管理者管理区域以外 申請者 ↓ 商工政策課・大島支庁	・ 商工政策課 鉦政班 ・ 大島支庁 総務企画課	
届出者 ↓ 市町村	各市町村 企業立地所管課	工事着手90日前までに届出
申出者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 農村振興課	・ 農村振興課 農業振興計画係 ・ 地域振興局・支庁 農政普及課	土地改良事業受益地の場合，市町村は地域振興局又は支庁の農政普及課を通じて，地域振興局又は支庁の農村整備課等と調整を行うこと。
申請者 ↓ 農業委員会	各市町村 農業委員会	
※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので，転用面積が2ha以下のもの 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 市町村	各市町村 農業委員会	1 権限移譲先（R 7. 4 現在） 鹿児島市，枕崎市，阿久根市，指宿市，西之表市，垂水市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，錦江町，南大隅町，中種子町，南種子町，大和村，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要 ※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は，農業委員会への届出

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
農地法（つづき）	農地等の転用のための権利移動の制限 (法5条)	農地又は採草放牧地について転用目的で，所有権を移転し，又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し，若しくは移転しようとする場合
森林法	林地開発の許可 (法10条の2)	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。)において次に掲げる開発行為の区分に応じ，それぞれ次の規模を超えるもの 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで，かつ，道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル 2 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール 3 前に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

許認可，届出申請書の 進達経路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 農村振興課 ↓ 九州農政局	農村振興課 農地管理調整係 (九州農政局 農村振興部 農村計画課)	1 転用面積が4haを超える場合は，九州農政局長協議 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会にて，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要
※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので，転用面積が2ha以下のもの 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 市町村	各市町村 農業委員会	1 権限移譲先（R7.4現在） 鹿児島市，枕崎市，阿久根市，指宿市，西之表市，垂水市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市，姶良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，錦江町，南大隅町，中種子町，南種子町，大和村，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク 機構からの意見聴取が必要 ※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は，農業委員会への届出
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 農村振興課 ↓ 九州農政局	農村振興課 農地管理調整係 (九州農政局 農村振興部 農村計画課)	1 転用面積が4haを超える場合は，九州農政局長協議 2 3,000㎡を超える場合，農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は，農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 森づくり推進課	・森づくり推進課 林地利用指導係 ・地域振興局・支庁 林務水産課	1 林地開発許可をしようとするときは，関係市町村長の意見聴取が必要 2 開発行為に係る森林が10ha以上の場合は，県森林審議会の意見聴取が必要

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
森林法（つづき）	林地開発行為の連絡調整 (法10条の8)	同上の開発行為のうち、国又は地方公共団体が行う行為又は省令で定める事業を行う場合
	森林の土地の所有者届出 (法10条の7の2)	地域森林計画の対象となっている民有林を取得した場合（国土利用計画法23条1項の規定による届出をした場合を除く。）
	伐採及び伐採後の造林の届出 (法10条の8)	地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において開発行為に係る森林面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）以下の場合
	保安林解除の申請 (法26条，26条の2，27条)	保安林内での開発行為

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
申請者 ↓ 地域振興局・支庁	地域振興局・支庁 林務水産課	
届出者 ↓ 市町村	各市町村 林務担当課	国土利用計画法23条1項の規定による届出をした場合は、 本届は不要
届出者 ↓ 市町村	各市町村 林務担当課	国又は地方自治体が行う開発行為（林地開発行為の連絡調整）についても、伐採の届出が必要
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 森づくり推進課 ↓ 農林水産大臣	・森づくり推進課 保安林係 ・地域振興局・支庁 林務水産課	1 国有保安林に係るもの及び民有保安林であって法25条1項1号から3号までの重要流域に係るものは農林水産大臣権限 2 県知事権限である重要流域以外の法25条1項1号から3号までの保安林であって転用しようとする場合又はその全部若しくは一部が保安施設事業若しくは地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある場合は、農林水産大臣への協議が必要 3 保安林の転用に係る解除に当たり、当該転用に係る事業等が国又は地方公共団体により行われないもので、転用に係る面積が1ha以上の場合は、県森林審議会の意見聴取が必要

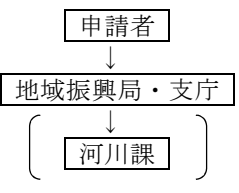
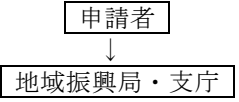
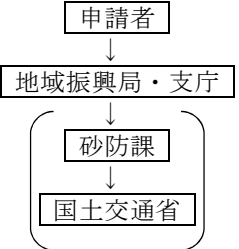
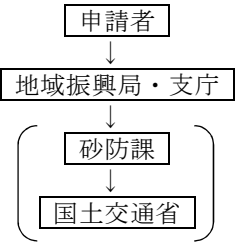
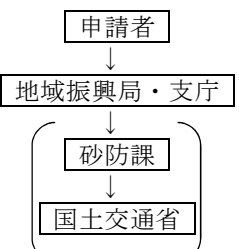
法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港の区域内の水域及び公共空地における行為の許可 (法39条1項)	・ 工作物の建設又は改良 ・ 土地の掘削又は盛土 ・ 汚水の放流又は汚物の放棄 ・ 水面又は土地の一部の占用
		・ 土石の採取

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
申請者 ↓ 地域振興局・支庁	・地域振興局 農林水産総務課 ・熊毛支庁 林務水産課 ・屋久島事務所 ・大島支庁 林務水産課 ・喜界事務所 ・沖永良部事務所	
※ 大島支庁管内の漁港 の場合 申請者 ↓ 大島支庁	・大島支庁 林務水産課 ・喜界事務所 ・沖永良部事務所	
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 漁港漁場課	・漁港漁場課 管理係 ・地域振興局 農林水産総務課 ・熊毛支庁 林務水産課 ・屋久島事務所	

法令等の名称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	対象建設工事の届出 (法10条)	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上の工事（対象建設工事） 特定建設資材 ・ コンクリート ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ 木材 ・ アスファルト・コンクリート 対象建設工事 ・ 建築物の解体…床面積80㎡以上 ・ 建築物の新築又は増築…床面積500㎡以上 ・ 建築物の修繕又は模様替…請負代金額 1 億円以上 ・ 建築物以外の工作物の解体又は新築等 …請負代金額500万円以上
公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）	土地有償譲渡届出 (法 4 条)	一団の面積が下記以上の土地の有償譲渡 ・ 都市計画施設の区域内等 … 200㎡ ・ 市街化区域内等 … 5,000㎡ ・ 上記以外の都市計画区域内 …10,000㎡
道路法	道路の占用許可 (法32条)	道路敷地内に工作物を設け継続して道路を占有する場合
	道路予定区域の行為許可 (法91条 2 項)	道路予定区域での土地の形質の変更や工作物の設置等を行う場合
	道路の工事施行承認 (法24条)	乗入口の設置等道路に関する工事を施行する場合
河川法	流水の占用許可又は登録 (法23条，23条の 2)	河川の流水の占有
	土地の占有許可 (法24条)	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占有
	土石等の採取許可 (法25条)	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の土石等採取
	工作物の新築等の許可 (法26条)	河川区域内の工作物の新築，改築又は除却

許認可，届出申請書の 進達経路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
※ 鹿児島市，鹿屋市， 薩摩川内市，霧島市 (ただし，鹿屋市，薩摩川内市， 霧島市については，建築基準法6 条1項4号(令和7年4月1日以降は「建築 基準法施行令第148条第1項第1号又は 第2号」)に掲げる戸建て住宅等の建築 物に係る届出のみ) 届出者 ↓ 市 ----- ※ 上記以外の場合 届出者 ↓ 地域振興局・支庁	・鹿児島市 建築指導課 ・鹿屋市 建築住宅課 ・薩摩川内市 建築住宅課 ・霧島市 建築指導課 ----- ・地域振興局 土木建築課 ・支庁 建設課	発注者は，工事着手7日前までに届出
届出者 ↓ 市町村	市町村 公拡法担当課	
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 道路維持課	・道路維持課 管理係 ・地域振興局 建設総務課又は 建設部甕島支所 ・支庁 建設課又は事務所	1 県道及び県管理国道に係るもの 2 1以外の道路については，それぞれの管理者
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 河川課	・河川課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課	1 一級河川の指定区間及び二級河川に係るもの (ただし，一級河川の指定区間の特定水利使用の許可(法 23条)については国) 2 一級河川の直轄区間については国 3 準用河川については市町村

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
河川法（つづき）	土地の掘削等の許可 (法27条)	河川区域内の土地の掘削・盛土等
	行為の制限 (法55条，57条)	河川保全区域内又は河川予定地内の行為
海岸法	海岸保全区域等の占用許可 (法7条，37条の4)	海岸保全区域等の占用
	土石の採取許可 (法8条，37条の5)	海岸保全区域等の土石採取
	土地の掘削等の許可 (同上)	海岸保全区域等の掘削，盛土，切土等
	施設等新設（改築）の許可 (同上)	工作物の新築，改築等
砂防法	砂防指定地内行為許可， 占用許可 (法4条)	砂防指定地内での開発行為又は砂防設備等の占用
地すべり等防止法	地すべり防止区域内行為 許可 (法18条)	地すべり防止区域内での開発行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内 の行為許可 (法7条)	急傾斜地崩壊危険区域内での開発行為

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
 <pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] B --> C[河川課] </pre>	・河川課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課	1 一級河川の指定区間及び二級河川に係るもの (ただし，一級河川の指定区間の特定水利使用の許可（法23条）については国） 2 一級河川の直轄区間については国 3 準用河川については市町村
 <pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] </pre>	・河川課 管理係 ・港湾空港課 調整係 ・漁港漁場課 管理係 ・農地整備課 用地換地係 ・地域振興局 建設総務課 農村整備課 農林水産総務課 ・支庁 建設課 農村整備課又は事務所 林務水産課又は事務所	1 市町村長が許可する場合がある。 2 (1) 地域振興局建設総務課，支庁建設課は，本庁河川課及び港湾空港課所管分を取り扱う。 (2) 地域振興局農村整備課，支庁の農村整備課又は事務所は，本庁農地整備課所管分を取り扱う。 (3) 地域振興局農林水産総務課，支庁林務水産課又は事務所は，本庁漁港漁場課所管分を取り扱う。
 <pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] B --> C[砂防課] C --> D[国土交通省] </pre>	・砂防課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課	1 重要事項の場合は，砂防課と事前協議を行う場合がある。また，技術的な助言を求めるために，国土交通省と協議を行う場合がある。 2 砂防設備の処分を伴う場合は，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき，国土交通省へ協議を行う。
 <pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] B --> C[砂防課] C --> D[国土交通省] </pre>	・砂防課 管理係 ・森づくり推進課 治山係 ・地域振興局 建設総務課 林務水産課 ・支庁 建設課 林務水産課	1 地域振興局建設総務課及び支庁建設課は，本庁砂防課所管分を取り扱う。 2 地域振興局及び支庁の林務水産課は，森づくり推進課所管分を取り扱う。 3 重要事項の場合は，砂防課と事前協議を行う場合がある。また，技術的な助言を求めるために，国土交通省と協議を行う場合がある。 4 地すべり防止施設の処分を伴う場合は，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき，国土交通省へ協議を行う。
 <pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] B --> C[砂防課] C --> D[国土交通省] </pre>	・砂防課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課	1 重要事項の場合は，砂防課と事前協議を行う場合がある。 2 急傾斜地崩壊防止施設の処分を伴う場合は，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき，国土交通省へ協議を行う。

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為許可 (法10条)	土砂災害特別警戒区域内での特定開発行為
	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物に対する建築確認 (法25条)	土砂災害特別警戒区域(建築基準法6条1項4号の区域(令和7年4月1日以降は同項3号の区域)を除く)内における居室を有する建築物(同項1号から3号まで(令和7年4月1日以降は同項1号又は2号)に掲げるものを除く。)の建築
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の行為の許可 (法37条)	・ 水域・公共空地の占用 ・ 水域・公共空地における土砂採取 ・ 港湾施設等の建設・改良 ・ 廃物投棄
公有水面埋立法	公有水面埋立免許 (法2条)	公有水面の埋立てを行う場合

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
申請者 ↓ 砂防課	砂防課 管理係	
※ 鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市（ただし，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市については，法6条1項4号（令和7年4月1日以降は「建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号」）に掲げる建築物の許認可，届出のみ） 申請者 ↓ 市	・鹿児島市 建築指導課 ・鹿屋市 建築住宅課 ・薩摩川内市 建築住宅課 ・霧島市 建築指導課	
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁	・地域振興局 土木建築課 ・支庁 建設課	
申請者 ↓ 地域振興局・支庁	・港湾空港課 管理係 ・地域振興局 建設総務課等 ・支庁 建設課等	市町村管理港湾については，市町村長が許可する。
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 港湾空港課 河 川 課 漁港漁場課 ↓ 国土交通省 ※ 港湾空港課及び漁港漁場課関係については，地域振興局・支庁を経由しない。	・港湾空港課 調整係 ・河川課 管理係 ・漁港漁場課 管理係 ・地域振興局 建設課 ・支庁 建設課	埋立免許手続には，告示，縦覧，関係機関との協議，地元市町村の意見聴取（市町村議会の議決が必要）等が必要 市町村管理港湾については，市町村長が免許・許可する。

法 令 等 の 名 称	許 認 可， 届 出 の 名 称 (関 連 条 項)	許 認 可， 届 出 を 必 要 と す る 対 象 行 為
公有水面埋立法 (つづき)	権利処分許可 (法27条)	竣功認可告示後10年以内の埋立地の権利処分を行う場合 (昭和49年3月19日以前の免許に係るものを除く。)
	用途変更許可 (法29条)	竣功認可告示後10年以内の用途変更の場合 (昭和49年3月19日以前の免許に係るものを除く。)
建築基準法	建築確認, 中間検査, 完了検査 (法6～7条の4)	(建築確認) 第1項 第1号 …特殊建築物で200㎡を超えるもの 第2号 …木造で階数が3以上又は面積が500㎡, 高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの (令和7年4月1日以降は「階数が2以上又は面積が200㎡を超えるもの」) 第3号 …非木造で階数が2以上又は200㎡を超えるもの (令和7年4月1日以降は「前1, 2号を除くほか都市計画区域内等における全建築物」) 第4号 …前1～3号を除くほか都市計画区域内等における全建築物 (令和7年4月1日以降は, 4号は削除) (中間検査) 確認済証の交付を受けた建築物のうち, 階数が3以上かつ, 一定の用途・規模・構造のもので, 特定工程に係る工事を終えた場合 (完了検査) 確認済証の交付を受けた建築物の工事が完了した場合
都市計画法	開発行為の許可 (法29条)	・都市計画区域内 (市街化区域内) における1,000㎡以上の開発行為……鹿児島市のみ ・都市計画区域内 (市街化調整区域) における開発行為 (面積の制限なし) ……鹿児島市のみ ・区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外における10,000㎡以上の開発行為

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 港湾空港課 河 川 課 漁港漁場課 国土交通省 ↓ ※ 港湾空港課及び漁港漁場課関係については，地域振興局・支庁を経由しない。	・港湾空港課 調整係 ・河川課 管理係 ・漁港漁場課 管理係 ・地域振興局 河川港湾課 ・支庁 建設課	
※ 鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市（ただし，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市については，法6条1項4号（令和7年4月1日以降は「建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号」）に掲げる建築物の許認可，届出のみ） 申請者 ↓ 市	・鹿児島市 建築指導課 ・鹿屋市 建築住宅課 ・薩摩川内市 建築住宅課 ・霧島市 建築指導課	都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合，建築することができる建物の用途は，別途制限される。
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁，事務所	・地域振興局 土木建築課 ・支庁，事務所 建設課	都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合，建築することができる建物の用途は，別途制限される。 ※ 完了検査申請は市町村の経由は不要
※ 鹿児島市の場合 申請者 ↓ 鹿児島市	鹿児島市 土地利用調整課 審査係	
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 建築課	建築課 監察指導係	

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許 認 可 ， 届 出 を 必 要 と す る 対 象 行 為
浄化槽法	浄化槽の設置届 (法5条)	浄化槽の設置
宅地造成及び特定盛土等 規制法	宅地造成等に関する工事 の許可	宅地造成工事規制区域内(令和7年4月1日以降は「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内」)における宅地造成等に関する工事 (鹿児島市のみ(令和7年5月1日以降は県内全域))
航空法	制限表面に抵触する物件 に対する設置承認(法49 条)	鹿児島空港における制限表面を突出し，又は制限表面に近 接する物件を設置する場合
		鹿児島県管理空港における制限表面を突出し，又は制限表 面に近接する物件を設置する場合
文化財保護法	土木工事等のための発掘に 関する届出及び指示 (法93条)	周知の埋蔵文化財包蔵地において，土木工事等の発掘をし ようとする場合
	現状変更等の制限及び 原状回復の命令 (法125条)	史跡名勝天然記念物に関し，その現状を変更し，又はその 保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

許認可，届出申請書の 進達経路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
※ 鹿児島市，鹿屋市， 薩摩川内市，霧島市 （ただし，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市について は，建築物確認申請を伴う場合） 申請者 ↓ 市	・鹿児島市 環境保全課 ・鹿屋市 建築住宅課 ・薩摩川内市 建築住宅課 ・霧島市 建築指導課	
※ 上記以外の場合 届出者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁，事務所	・地域振興局 衛生・環境課 土木建築課 ・支庁，事務所 衛生・環境課 建設課	1 建築確認申請を伴わない場合の地域振興局・支庁内の経路 衛生・環境課→土木建築課又は建設課 2 建築確認申請を伴う場合の地域振興局・支庁内の経路 土木建築課又は建設課→衛生・環境課
※ 鹿児島市（令和7年5月1日以降 は「鹿児島市，長島町」）の場合 申請者 ↓ 市町	・鹿児島市 土地利用調整課 審査係 （令和7年5月1日以降） ・長島町 建設課	
（令和7年5月1日以降） ※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 市町村 ↓ 盛土対策室	監理課盛土対策室 盛土審査係	
申請者 ↓ 大阪航空局 鹿児島空港事務所	国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所	鹿児島空港における制限表面 ・進入表面 ・転移表面 ・水平表面 ・延長進入表面 ・円錐表面 ・外側水平表面
申請者 ↓ 支庁・事務所 ↓ 港湾空港課	港湾空港課 調整係	鹿児島県管理空港における制限表面 ・進入表面 ・転移表面 ・水平表面
届出者 ↓ 市町村教育委員会 ↓ 県教育委員会 ↓ 文化庁	教育庁文化財課 埋蔵文化財係 教育庁文化財課 指定文化財係 （名勝天然記念物） 埋蔵文化財係 （史跡）	周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては，当該市町村 教育委員会の指導を受けることが必要 史跡名勝天然記念物の現状変更については，当該市町村教 育委員会の指導を受けることが必要

法 令 等 の 名 称	許認可，届出の名称 (関 連 条 項)	許認可，届出を必要とする対象行為
鹿児島県文化財保護条例	現状変更等の制限 (条例34条)	県指定史跡名勝天然記念物に関し，その現状を変更し， 又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

許認可，届出申請書の 進 達 経 路	処 理 担 当 課 ・ 係	備 考
届出者 ↓ 市町村教育委員会 ↓ 県教育委員会	教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更については，当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要